

令和 7 年 10 月 2 日

第 5 回茅ヶ崎市教育基本計画審議会

資料 1

茅ヶ崎市教育基本計画の中間見直しについて (答申案)

(茅ヶ崎市教育基本計画 令和 8 年度改定版)

令和 7 年 10 月

茅ヶ崎市教育基本計画審議会

目 次

第1部 教育基本計画について	
1－1 計画策定及び改定の趣旨	2
1－2 計画策定時における教育を取り巻く施策の動向	3
1－3 計画策定時における前計画の振り返り	6
1－4 計画改定にあたっての視点	11
1－5 計画改定の方向性	16
1－6 計画の範囲と位置づけ	18
1－7 計画期間	19
1－8 計画の体系図	20
1－9 基本理念と基本方針	21
1－10 基本方針別の重点施策	23
第2部 基本方針別の施策	
2－1 基本方針1 「未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実」	28
1) 政策1 児童・生徒の資質と能力をはぐくむための授業づくりと学びを支える体制の構築	28
2) 政策2 質の高い学びを創るための教職員の人材育成と働きやすい環境の整備	32
2－2 基本方針2 「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実」	36
1) 政策3 子どもと大人が共に育ちあう社会教育の推進	36
2) 政策4 郷土に学び未来を拓く学習環境の整備	42
2－3 基本方針3 「教育活動を効果的に進める教育行政の充実」	46
1) 政策5 教育的效果を高める教育行政の推進	46
2) 政策6 安全で安心な教育施設の整備	50
3) 政策7 子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備	54
第3部 計画の進行管理	
3－1 進行管理	60
資料編	
1 改定体制	64
2 児童・生徒・保護者アンケート	70
3 パブリックコメント実施結果	75
4 茅ヶ崎市の教育に関する基礎データ	76
5 参考文献	80
6 用語解説	81

*本計画では、学校教育法に基づき、「満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者」を「児童」と表記し、「小学校の課程、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者」を「生徒」と表記します。

第1部

教育基本計画について

1－1 計画策定及び改定の趣旨

本市では、平成 23（2011）年3月に、令和2（2020）年度までの10年間の計画として、教育基本法の教育の目的を踏まえ、生涯にわたる人格形成という生涯学習の考え方を尊重しつつ、学校教育と社会教育におけるそれぞれの役割と連携を明らかにし、教育行政の総合的、計画的、効果的な推進を図ることを目的として「茅ヶ崎市教育基本計画（以下「前計画」という。）」を策定し、平成 28（2016）年2月に子どもを取り巻く教育環境の変化や地方教育行政改革を踏まえ、前計画の改訂を行いました。

その後、前計画の目標年次である令和2（2020）年度を迎えるにあたり、学習指導要領¹⁾の改訂に伴う教育環境の整備や人口増加期に建設した教育施設の再整備など、時代の変化に対応しながら今後 10 年間で教育行政が中長期的視点に立って計画的に取り組むべき事項をまとめ、令和2（2020）年10月に、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間を計画期間とする「茅ヶ崎市教育基本計画（以下「本計画」という。）」を策定し、教育施策に取り組んでいるところです。

令和6（2024）・令和7（2025）年度には、本計画の中間年度を迎えて、策定後における社会情勢の変化や国の動向等を踏まえ、本計画後期の5年間で必要な施策を計画に盛り込むための改定を行いました。

また、次期茅ヶ崎市教育大綱の取扱いの方針として、令和6（2024）年10月17日に開催した茅ヶ崎市総合教育会議にて、教育大綱と教育基本計画の連動性をより高めるとともに、本市の教育行政の方向性を市民により分かりやすいものとするため、「本市における教育振興基本計画である茅ヶ崎市教育基本計画をもって、教育大綱に代える」ことを決定しました。

改定の考え方として、「基本理念」「基本方針」といった基本的な考え方を継承し、本計画に基づく施策を引き続き推進することとしました。

その上で、本計画策定後の社会情勢の変化や国の動向、これまでの取り組みの成果及び課題を踏まえ、「基本方針別重点施策」を中心とした施策体系の見直しを行いました。また、見直しにあわせて、政策の効果を確認する指標について、必要な追加を行っています。

なお、具体的な事業の実施にあたっては、国や県の教育振興基本計画を参照するほか、茅ヶ崎市総合計画（以下「総合計画」という。）及び茅ヶ崎市実施計画（以下「実施計画」という。）との整合を図ります。

1－2 計画策定における教育を取り巻く施策の動向

前計画策定からの10年間で、超高齢社会、働き方改革²⁾など社会の変化に対して、様々な分野で取り組みが始まりました。これらの取り組みに共通するのは、様々な活動を通じて、多様な人と交流し、共に支えあう社会を実現していこうということです。

そこで、教育を取り巻く施策の動向を踏まえながら、本計画の考え方や具体的な施策を定めます。

1) 子どもの未来応援対策の推進

本市では、生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されることのない社会の実現を目指しています。そのために必要な環境整備や教育の機会均等の具現化に向け、子どもの貧困対策をはじめとした総合的な支援を行うことを目的とした、子どもの未来を応援するための組織横断的な取り組みを進めています。

2) 多世代が共生するまちづくり

本市の今後のまちづくりの方針を定めた「ちがさき都市マスターPLAN」では、昼間人口の増加や生活の中で趣味や交流などの3次活動³⁾に充てる時間が徐々に増えたなど人々の生活スタイルの変化を踏まえ、今後は、様々な人に、色々なまちの使い方をしてもらい、多世代が交流し、つながり、共生するまちづくりを推進しています。

3) 高齢者の多様な生きがいづくりの支援

茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画等に基づき、人生の高齢期においても運動などの健康づくりや趣味などのために外出する人が増える中で、子どもから大人までが交流し、互いに尊重しあい助けあう心を育てるための取り組みを推進しています。

4) 持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）⁴⁾に関する取り組み

持続可能な開発目標(SDGs)⁴⁾は、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs : Millennium Development Goals）⁵⁾の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

MDGs⁵⁾が開発途上国そのための目標であったのに対し、SDGs⁴⁾は格差の問題、気候変動対策など、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために、全ての国に適用される普遍的（ユニバーサル）な目標です。目標は、17の国際目標（その下、169のターゲット、232の指標が決められている）があり、市民、事業者及び行政など全ての主体は、この目標を意識しながら、様々な取り組みを進めることが期待されています。

教育行政には、17の目標に配慮しつつ、特に「4 質の高い教育をみんなに」に基づき、設定された10項目に配慮することが求められています。



図1 17の国際目標

出典 国際連合広報センター・外務省HP

表1 目標4 「質の高い教育をみんなに」

**目標4**

全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

Ensure inclusive and equitable quality education and promote lifelong learning opportunities for all

10項目（ターゲット）

- 4.1** 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
- 4.2** 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
- 4.3** 2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
- 4.4** 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
- 4.5** 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
- 4.6** 2030年までに、全ての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
- 4.7** 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
- 4.a** 子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
- 4.b** 2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
- 4.c** 2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。

出典 国際連合広報センター・外務省HP

1－3 計画策定時における前計画の振り返り

1) 前計画の検証と本計画への反映

○基本理念

前計画の基本理念「学びあい 韶きあう 茅ヶ崎の教育を創造する ～豊かな人間性⁶⁾と自律性⁷⁾をはぐくむ～」には、これから社会を形成するために、多様な人と協働しながら、様々な課題を積極的に解決する力が必要と考え、豊かな人間性⁶⁾と自律性⁷⁾をはぐくむことを基本理念に定めました。

超高齢社会や働き方の改革など社会が急激に変化し、新たな社会課題も生じています。そのような社会の変化に対応するためには、人々が持つ資質と能力として、豊かな人間性⁶⁾と自律性⁷⁾は、より一層重要になっていると考えます。

そこで、前計画の基本理念に込められた想いを継承しつつ、教育に関わる全ての人たちと、豊かな人間性⁶⁾と自律性⁷⁾をはぐくむことが教育には欠かせないこと、また、教育を進めるためには、それぞれの立場や力を生かし、ひとの「学び」と「育ち」を「支え」あうことが必要であることを教育に関わる全ての人たちと共有するための基本理念を定めます。

○学校教育と社会教育の一体的な推進

前計画の範囲を学校教育と社会教育の分野としたのは、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」という教育基本法第1条の目的を踏まえ、人格は生涯にわたって形成するものであると考えたためです。

生涯にわたる人格の完成については、変わることのない考えです。そこで、本計画の範囲も学校教育と社会教育の分野とし、両分野でより一層連携を深め、教育施策を進めていきます。

○市長部局との連携

学校教育では総合的な学習の時間等で、社会教育では公民館などの社会教育施設で行う講座などで、市長部局と連携した様々な取り組みを進めてきました。

「1－2 計画策定時における教育を取り巻く施策の動向」に示したように、超高齢社会や働き方の改革などを踏まえ、本市では様々な活動を通じて、多様な人が交流し、共に支えあう社会を実現していくこうとしています。

このような社会を実現するためには、福祉、防災、環境、まちづくりなど様々な分野で活躍する人々の考えに触れ、関わりを持つことが必要と考えます。

そこで、学校教育及び社会教育における活動を支援する教育委員会事務局は、教

育に関わる全ての人たちに学びあう機会を提供し、様々な分野で活躍する人々と交流することがより一層必要と考え、本計画では教育委員会事務局と市長部局が連携して取り組む施策の中から、重点的に取り組む施策を「市長部局との連携」として、政策ごとに位置づけます。

2) 前計画に基づき進めた主な取り組みと課題

本市教育委員会では、前計画に基づき、学校教育と社会教育におけるそれぞれの役割と連携を明らかにし、教育行政の総合的、計画的、効果的な推進を図ることを目的に、具体的な施策を進めてきました。

施策を進めるにあたり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき、茅ヶ崎市教育基本計画審議会で点検・評価⁸⁾(以下「点検・評価」という。)と前計画の進行管理を一体的に行いました。点検・評価⁸⁾などで進捗管理を行ってきた主な取り組みと課題は、次のとおりです。

■学校教育に関する主な取り組みと課題

○主な取り組み

授業づくりでは、児童・生徒が充実した学校生活を送り、学びの質を高めることができるように、指導主事⁹⁾による学校訪問、授業研究及び各種研修を通じて、教職員の資質向上に努めてきました。

また、いじめ問題をはじめ、児童・生徒が抱える課題等に取り組むため、スクールソーシャルワーカー¹⁰⁾、心の教育相談員¹¹⁾及びふれあい補助員¹²⁾などの教員以外の人材を活用しながら、児童・生徒に寄り添った対応を進めてきました。

さらに共生社会の実現に向け、障がいのあるなしに関わらず同じ学校で教育が受けられるように、茅ヶ崎市立小・中学校の半数の学校に特別支援学級¹³⁾の整備を完了し、さらに特別な支援を必要とする児童・生徒の学校生活を支える体制整備を進めました。

○課題

授業づくりについては、高齢化の進展、AI(人工知能)など新たな技術が社会に浸透することに伴い、人の働き方が変化するなど、児童・生徒を取り巻く環境が大きく変化することが予測されています。このような社会の変化に柔軟に対応し、未来を拓くためには、教科学習に加え、自然、福祉、環境、情報など様々な分野を学び、その学びから得た知識や技能を活用し、課題に対して主体的に解決しようとする力や他を思いやる心をはぐくむことが、より一層必要となります。

また、学校生活において様々な課題が生じたことから、児童・生徒が抱える問題を早期に発見・解決する体制を充実する必要があります。その一方で、授業づくり

以外の教職員の事務が増大するなどの課題が生じています。

そこで、教職員が教育活動に専念できるように教職員の働き方を見直すことに加えて、地域の方々等が参加する学校運営の仕組みであるコミュニティ・スクール¹⁴⁾（学校運営協議会制度）の導入に向け調査・研究を進めるなど、教職員のみならず、地域の方々の力を生かした学校運営を進めることが重要です。さらに、共生社会の実現に向け、障がいのあるなしに関わらず同じ学校で教育が受けられるように全ての小・中学校への特別支援学級¹³⁾整備を早期に完了し、インクルーシブ教育¹⁵⁾をより一層推進する必要があります。

前計画で実施してきた主要な事業

授業づくりに関する事業	・特色ある教育課程の創造推進事業 ・学校訪問（計画・要請・機会訪問）	・創意工夫教育支援事業 ・ふれあい教育推進事業
特別支援教育の充実に関する事業	・特別支援学級増設事業 ・ふれあい補助員派遣事業 ・みんなの教室運営に伴う教育活動整備事業	・特別支援教育巡回相談事業 ・就学相談事業
学校生活における相談等に関する事業	・あすなる教室（適応指導教室） ・心の教育相談事業 ・児童・生徒指導推進事業	・スクールカウンセラー活用事業 ・青少年教育相談事業 ・いじめ防止対策推進事業
教職員等の研修に関する事業	・学校内研修支援事業 ・トワイライトセミナー事業	・初任者研修等教職員人材育成事業

■社会教育に関する主な取り組みと課題

○主な取り組み

本市の社会教育は、公民館、博物館（旧・文化資料館）、青少年会館、茅ヶ崎公園体験学習センター及び図書館を市が直接運営することで、社会教育関係職員¹⁶⁾を配置でき、各施設で社会教育講座などを開催できる体制を整えてきました。

公民館では、子ども事業や地域交流事業など地域の人たちとの学びの機会を提供し、子どもたちを地域ではぐくむ環境づくりを進めてきました。そのほか、社会的要請課題をテーマとした事業や家庭教育支援事業などを実施し、現代的課題の解決を考える機会の提供と大人と子どもが共に育ちあう社会教育を推進してきました。

文化財の保存活用に関する取り組みとしては、下寺尾遺跡群¹⁷⁾（下寺尾官衙遺跡群¹⁸⁾及び下寺尾西方遺跡¹⁹⁾が国指定史跡に指定され、史跡の保存活用に取り組みながら、整備に向けて検討を進めてきました。

また、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業²⁰⁾を市民とともに推進し、茅ヶ崎の歴史、文化、自然、景観、産業、人材など、有形無形のまちの宝ものを調査研究し、学習の場、観光の場、地域活性の場として活用してきました。

博物館の整備に関する取り組みとしては、（仮称）茅ヶ崎市文化資料館整備基本計画を策定し、設計や事業用地の取得に取り組みました。また、市指定重要文化財の

旧和田家住宅²¹⁾及び旧三橋家住宅²²⁾の耐震改修工事に向け、設計を進めました。

青少年の育成については、関係団体の協力を得ながら安全で安心な地域の環境づくりに取り組むとともに、ジュニアリーダー²³⁾養成講座など子どもの頃から地域活動に関わる人材育成のための講座や青少年会館で多様な事業を実施し、青少年の健全育成を進めてきました。また、平成31(2019)年1月に茅ヶ崎公園体験学習センターがオープンし、青少年の居場所づくりに加え、様々な講座などを開催し、多世代が交流し、学習する機会を提供するための取り組みを進めてきました。

図書館では、「茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動の普及と啓発事業を実施してきました。子ども以外にも「本が好きになるきっかけづくり」として、地元書店やNPO団体と協力した「本がだいすきプロジェクトちがさき」を始動し、多様な学習機会の提供に努めてきました。

○課題

「1－2 計画策定時における教育を取り巻く施策の動向」に示したように、超高齢社会や働き方の改革などを踏まえ、本市では様々な活動を通じて、多様な人々が交流し、共に支えあう社会を実現していくこうとしています。

このような社会を実現するために、社会教育としても、人々が地域の課題を知り、様々なことに興味や関心を深めあうなどの学びを通じて、ひとがつながり、地域の社会をつくっていく力をはぐくむきっかけづくりが必要です。

こうした社会教育を展開するために、社会全体の動向などを分析する力、学校や市民の方々との協働に必要なコミュニケーション力、社会教育事業を企画立案する力のある社会教育関係職員¹⁶⁾を社会教育施設に配置することが必要です。また、公民館などで行う社会教育講座の企画にあたっては、地域の活動や、文化・スポーツ施設や福祉施設などと連携した学習機会を創出することが必要です。

前計画で実施してきた主要な事業

公民館を拠点とした事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども事業 ・家庭教育支援関連事業 ・地域交流事業 ・社会的要請課題をテーマとした事業
文化財保存活用・普及啓発に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・下寺尾遺跡群保存整備事業 ・ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業 ・遺跡調査資料整理・活用事業
博物館等の整備に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)歴史文化交流館整備事業 ・旧藤間家文化財保存・管理事業 ・市指定重要文化財旧和田家・旧三橋家保存整備事業
青少年育成に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校ふれあいプラザ事業 ・子どもの家の管理業務委託 ・主催事業の開催(青少年会館・海岸青少年会館) ・自然体験教室の開催 ・(仮称)茅ヶ崎公園体験学習施設整備事業
図書館に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館利用及び貸出事業 ・図書室、図書コーナー運営事業 ・図書館資料収集事業 ・子ども読書活動推進事業

■教育行政に関する主な取り組みと課題

○主な取り組み

毎年度、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき、本市教育委員会は、点検・評価⁸⁾を行ってきました。

また、「基礎的な力をはぐくむための学習の在り方として家庭や地域との連携」「質の高い学びを実現する授業づくり」という視点から、茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査などの調査を実施し、児童・生徒の状況を把握するとともに、教職員の指導方法の改善や資質向上を図る研修に取り組んできました。

○課題

社会的な状況を踏まえた教育行政の運営を進めるためには、教育基本計画に基づき施策を進めるとともに、事務改善や新たな教育的課題に対応するための教育に関する基礎研究を進める必要があります。

さらに、教育施設の老朽化や児童・生徒の減少が進む中で、教育施設の再整備や学校規模の適正化を行い、教育環境の改善を図る必要があります。

前計画で実施してきた主要な事業

教育委員会の運営に関する事業	・総合教育会議の運営業務 ・教育委員会の運営業務
教育施策の進行管理に関する事業	・教育に関する大綱の推進 ・教育基本計画の推進
教育施策の基礎調査に関する事業	・学校規模の適正化 ・幼児期の教育に関する基礎研究・研修事業 ・学齢児童・生徒数の推計 ・子どもたちの学習・生活状況に関する調査研究事業
子どもの教育等をテーマにした研修に関する事業	・「子どもの教育」講座・講演事業 ・幼児期の教育に関する基礎研究・研修事業 ・調査研究成果の発信啓発事業
学校施設の整備に関する事業	・小学校大規模改修整備事業 ・小学校トイレ改修事業 ・普通教室空調設備設置事業 ・学校施設（調理場）新設事業
学校給食に関する事業	・学校給食の栄養管理に係る事務 ・学校給食の管理及び運営等に係る事務
就学援助に関する事業	・要保護及び準要保護児童就学援助（小学校） ・要保護及び準要保護生徒就学援助（中学校）
児童・生徒の健康管理や安全対策	・児童の健康管理に係る事務 ・生徒の健康管理に係る事務 ・児童生徒の事故報告及び通学の安全確保に係る事務

1－4 計画改定にあたっての視点

計画の中間見直しであることを踏まえ、「基本理念」「基本方針」といった基本的な考え方を継承し、本計画に基づく施策を引き続き推進するものとします。

その上で、以下に示す、本計画策定後における社会情勢等の変化や国の主な動向、計画に基づき行ってきた取り組みの成果と課題を踏まえ、「基本方針別重点施策」を中心とした施策体系の見直しを行います。

1) 本計画策定後の社会情勢の変化

○新型コロナウイルス感染症の流行と将来の予測が困難な VUCA の時代

新型コロナウイルスは感染者数の増加と減少を繰り返し、市民生活に大きな影響を与えたが、感染症の流行を契機に GIGA スクール構想²⁴⁾が推進され、小・中学校の ICT²⁵⁾化は急速に発展しました。現代は将来の予測が困難な「VUCA(変動性、不確実性、複雑性、曖昧性)」の時代とも言われ、危機に対応する強靭さを備えた社会の構築が求められています。

○Society 5.0（超スマート社会）

第6期科学技術・イノベーション基本計画において、我が国が目指すべき未来社会像について、「持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人一人が多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」として人間中心の社会としての「Society 5.0（超スマート社会）」が示されました。実現に向けた政策の柱の1つとして「一人一人の多様な幸せと課題への挑戦を実現する教育・人材育成」が掲げられています。

○少子化、人口減少、高齢化

国立社会保障・人口問題研究所の令和5（2023）年推計によると、総人口は令和2（2020）年の30年後に現在の8割に減少、65歳以上人口はおよそ4割になると推計されています。同推計によると茅ヶ崎市は、総人口は令和2（2020）年の約24.2万人から緩やかに減少し、令和32（2050）年は約22.7万人となる見込みです。また、年少人口は約3.1万人から約2.5万人に、老人人口は約6.5万人から約8.3万人となり、老人人口は総人口のおよそ4割になると推計されています。

○子どもを取り巻く社会問題の多様化・複雑化

いじめ、不登校等、子どもの貧困、ヤングケアラー、児童虐待など、子どもを取り巻く社会問題が多様化・複雑化しています。社会全体で子どもを支える取り組みや、誰一人取り残さない共生社会の実現に向けた教育の推進が必要です。

○教職員の長時間勤務、教師不足

学校における働き方改革^{②)}の取り組みが進められていますが、依然として、長時間勤務の教職員が多い状態が続いています。また、全国的に教員不足が深刻化しています。加えて、令和5（2023）年度調査によると、教育職員の精神疾患による病気休職者数が過去最多を記録するなど、教職員の働き方改革^{②)}の取り組みをさらに加速させていく必要があります。

2) 本計画策定後の国の主な動向

○中央教育審議会（令和3（2021）年1月26日答申）

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

「令和の日本型学校教育」の姿として、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指していくことが示されました。

○中央教育審議会（令和4（2022）年12月19日答申）

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～

教師の養成・採用・研修等について、3つの方向性（「新たな教師の学びの姿」の実現、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成、教職志望者の多様化等を踏まえた育成・安定的な確保）と方向性を踏まえた改革の在り方が示されました。

○こども家庭庁の創設及びこども基本法の成立（令和5（2023）年4月1日施行）

大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていく司令塔の役割を果たすため、こども家庭庁が創設されました。

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が成立しました。

○第4期教育振興基本計画の策定（令和5（2023）年6月16日閣議決定）

「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトとして、5つの基本的な方針と、16の目標と基本施策、指標を定めた計画が策定されました。

○児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（令和6（2024）年10月31日公表）

小・中学校におけるいじめの認知件数は71万1,633件であり、前年度に比べ4万8,285件増加しました。また、小・中学校における不登校児童生徒数は34万6,482人であり、前年度から4万7,434人増加し、過去最多となりました。

○文化財保護法の改正（令和4（2023）年4月1日施行）

社会の変化に対応した文化財保護制度の整備を図るため、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の新設、地方公共団体による文化財の登録制度及び文部科学大臣への文化財の登録の提案等について、定められました。

○著作権法の改正（①令和4（2022）年5月1日施行、②令和5（2023）年6月1日施行）

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、①国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信、②各図書館等による図書館資料のメール送信等に関する権利制限規定の見直しが行われました。

○博物館法の改正（令和5（2023）年4月1日施行）

社会教育法に加えて文化芸術基本法の精神に基づくことを目的に、約70年ぶりに改正されました。博物館の事業として、資料のデジタルアーカイブ²⁶⁾化、学芸員²⁷⁾等の人材の養成・研修が位置付けられ、他の博物館との連携や地域の多様な主体との連携・協力による文化観光などの地域の活力の向上への寄与が努力義務化されました。

3) 本計画策定後の取り組みと課題

■学校教育に関する主な取り組みと課題

○主な取り組み

令和3（2021）年度	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校（1校）コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入 ・全小・中学校へ勤怠管理システムの導入
令和4（2022）年度	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校（2校）・中学校（1校）コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入 ・教職員のストレスチェックの実施
令和5（2023）年度	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校（5校）・中学校（2校）コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入 ・全小・中学校へ統合型校務支援システムの導入
令和6（2024）年度	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校（5校）・中学校（3校）コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入 ・小学校水泳学習の外部委託の導入
令和7（2025）年度	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校（7校）・中学校（6校）コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入

○課題

子どもを取り巻く社会問題の多様化・複雑化に対応するため、ICT²⁵⁾等を活用した個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげること、コミュニティ・スクール¹⁴⁾（学校運営協議会制度）をはじめとした地域や多様な主体との連携・協働を進めが必要です。

また、特別支援学級¹³⁾の整備や、通級指導教室²⁸⁾の設置、外国につながりのある児童・生徒への支援など、様々な教育的ニーズに応えられる多様な学びの場の充実と、インクルーシブ教育¹⁵⁾のさらなる推進が必要です。

加えて、教職員の働き方の改善のための取り組みを加速化させていく必要があります。

■社会教育に関する主な取り組みと課題

○主な取り組み

令和4（2022）年度	・茅ヶ崎市博物館の開館 ・デジタルアーカイブの構築	・社会教育施設のWi-Fi整備
令和5（2023）年度	・放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の所管が市長部局（保育課）から 教育委員会（青少年課）へ変更	
令和6（2024）年度	・藤間家住宅主屋耐震診断等実施 ・茅ヶ崎公園体験学習センターの指定管理者制度導入	
令和7（2025）年度	・下寺尾官衙遺跡群国指定史跡10周年記念事業の実施	

○課題

持続可能な地域運営に係る、地域の担い手の固定化及び高齢化や、後継者不足といった問題に対応する、新たな担い手の育成や、地域と学校とのゆるやかな協働の仕組みが必要です。また、地域課題解決のためには、社会教育関係職員¹⁶⁾の専門性向上による各社会教育施設の機能強化が求められています。地域と教育機関が一体となって、持続可能な地域社会の創り手の育成に取り組んでいく必要があります。

文化財の保護・活用の推進については、国・県や地域との調整を着実に進めていく必要があります。

■教育行政に関する主な取り組みと課題

○主な取り組み

令和4（2022）年度	・学校施設整備基金の設置
令和5（2023）年度	・学校施設再整備基本計画の策定
令和6（2024）年度	・中学校給食（6校）の開始
令和7（2025）年度	・中学校給食（7校）の開始 ・小学校の学校給食費の公会計化の開始

○課題

将来の予測が困難な現代は、新たな教育的課題への対応が、教育行政に絶えず求められています。様々な調査や実践から獲得するデータ等を多面的に分析・活用し、教育現場と教育委員会事務局が一体となって、さらには市長部局との連携を強化した上で、教育行政を推進していく必要があります。

1－5 計画改定の方向性

本計画前期を振り返ると、コロナ禍という困難な状況下からも、学びの在り方などの大きな変化に対応し、多くの成果を挙げてきたと言えますが、多様化・複雑化の様相を呈している課題にこれからも戦略的に向き合っていく必要があります。

計画後期に重点的に取り組むべき方向性の柱は、「地域」「個」「データ活用」が主なテーマとなる以下の5つと捉え、重点的に取り組みます。

1) 地域と学校が一体化して取り組む教育の推進（「地域」をテーマにした教育の推進）

持続可能な地域づくりに向けた地域と学校が抱える課題解決のため、学校教育と社会教育がそれぞれの役割を明確にし、互いの専門性を生かし、両輪で施策を展開していきます。例えば、学校教育においてはコミュニティ・スクール¹⁴⁾（学校運営協議会制度）の内容の充実、社会教育においてはふるさと意識を醸成する教育活動の積極的推進等による地域の教育力²⁹⁾の向上に、重点的に取り組みます。

2) ICT²⁵⁾等を活用した学習環境のさらなる充実

児童・生徒が個別最適かつ協働的な学習に取り組み、教職員がよりよい教育実践に努められる手法の1つとして、校務DX³⁰⁾の着実な推進と定着を図り、教育に関わる全ての人たちが安心して利活用できるICT²⁵⁾環境整備に取り組みます。

3) 多様性を尊重するインクルーシブ教育¹⁵⁾の推進

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育¹⁵⁾を推進します。全ての児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、通常の学級、通級指導教室²⁸⁾、特別支援学級¹³⁾といった多様な学びの場の整備と、個に応じた支援の取り組み強化に努めます。令和12（2030）年度までに特別支援学級¹³⁾の全校設置の実現を目指します。

4) 教職員の専門性向上と「人」を活かす働き方改革²⁾

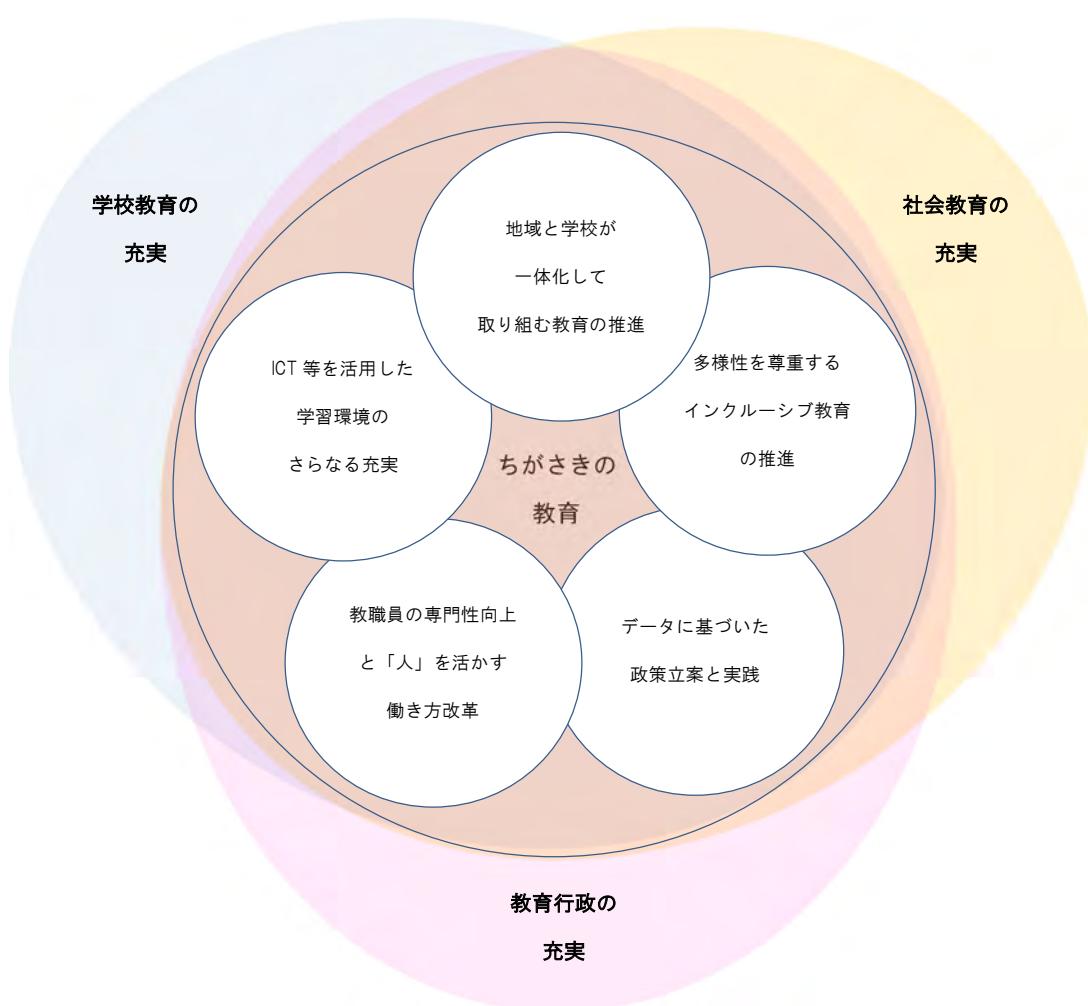
多様化・複雑化する課題に対し、様々な資質・能力³¹⁾が求められる教職員が個々の専門性を高められる環境づくりを支援します。組織全体としての課題への対応力の向上と効果的な役割分担につなげるとともに、個々のやりがいの向上を図ります。教育現場を支える外部人材やICT²⁵⁾の活用による業務改善を推進します。

5) データに基づいた政策立案と実践

教育に関する定期的なデータ収集と分析を行い、施策等の実践の教育効果を検証し、改善に活かすシステムと体制の構築に取り組みます。データに基づく計画・実施・評価・改善のサイクルを確立し、教育の質の向上を図ります。

学びあい 育ちあい 支えあう ちがさきの教育

本計画後期に重点的に取り組む方向性



学校教育と社会教育、そしてそれらを下支えする教育行政の分野において、それぞれの主体が、共通した課題認識のもと専門性を發揮し、切れ目なく連携していくことで、社会情勢の変化等とともに多様化・複雑化する教育課題に取り組んでいきます。

そのような「重点的に取り組む方向性」の考え方を体現する、計画前期に実施してきた具体的な活動を、「学びあい 育ちあい 支えあう ちがさきの教育」と題して、第2部(34、40、49、52、56 ページ)で紹介しています。

1－6 計画の範囲と位置づけ

本計画の範囲は、学校教育及び社会教育の分野とします。また、本計画は総合計画が目指す将来都市像の実現のため、総合計画の政策目標1及び4を担っていますが、これに限らず、全ての政策目標を意識し、事業内容を検討します。

具体的な事業は、財政の見通しと整合性を図って策定される総合計画及び実施計画との整合を図ります。

将来都市像 笑顔と活力にあふれ みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎

(政策目標)

1

子どもが希望を持って健やかに成長し、次代を担うひとが育つまち

2

地域が活力にあふれ、交流とにぎわいのあるまち

3

共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らせるまち

4

誰もがいつでも学べ、生きがいを持って自分らしく暮らすまち

5

豊かな自然と共に存し、心地よい生活環境のあるまち

6

安全で安心して暮らせる、強くしなやかなまち

7

利便性が高く、魅力的な都市空間が整うまち

将来都市像の実現に向けた行政経営

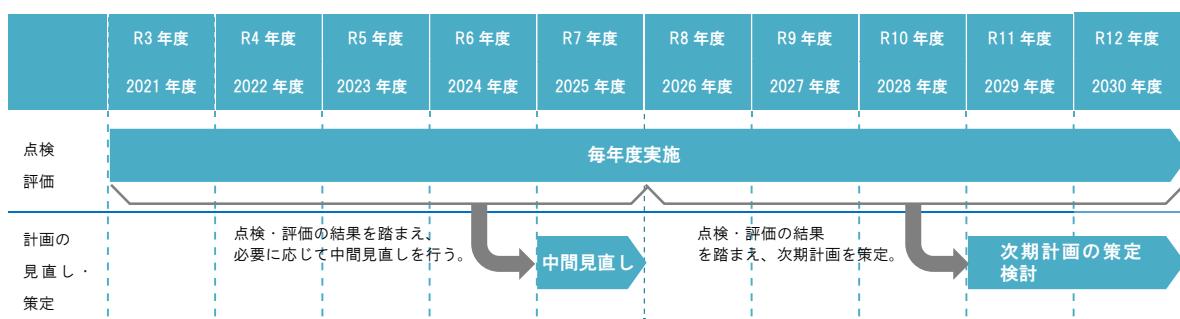
茅ヶ崎市総合計画の将来都市像と政策目標

1－7 計画期間

令和3（2021）年度を初年度とし、令和12（2030）年度までの10年間とします。

計画の進行管理と一体的に行う点検・評価⁸⁾の結果は、次期計画の策定に関する検討につなげていきます。

（※令和6（2024）・令和7（2025）年度に、計画の中間見直しを行いました。）



1-8 計画の体系図

前計画の検証及び本計画の中間見直しを踏まえ、「1-5 計画改定の方向性」を反映し本計画の体系図を、下図のとおりとしました。基本理念に基づき、学校教育、社会教育及び教育行政に関する基本方針を定め、7つの政策と24の施策を位置づけます。また、政策ごとに市長部局と連携する施策を位置づけます。



1－9 基本理念と基本方針

基本理念

学びあい 育ちあい 支えあう
茅ヶ崎の教育を創造する
～ 豊かな人間性と自律性をはぐくむ～

人は、乳幼児期、少年期、青年期、成人期、高齢期を生きる中で、家庭、地域、学校、自然環境、郷土の歴史などから様々なことを学び、経験し、人格の完成を目指し、成長し続けます。

また、人は自分ひとりで学び、経験しているのではなく、子どもは大人や他の子どもから学び、時には大人も子どもから学ぶなど教育に関わる人たちが共に学びあい、支えあいながら、成長していきます。

人が人としてより良く成長していくために、教育に関わる人たちが、「自分たちができる事を進めよう」「それぞれが進める事に協力しよう」という思いをもち、それぞれの立場や役割を認めあい、共に成長しようとする姿勢が必要です。

本市では、多様化する社会課題に対し、福祉、防災、環境、まちづくりなど様々な分野の力を生かし、連携しながら、より良い社会を構築していくこうとしています。教育行政と様々な分野の連携をより一層深めることで、教育が果たす役割と可能性は大きくひろがります。

教育に関わる人たちが、このことを意識し、教育に関わる取り組みを進めるため、本計画の基本理念を「学びあい 育ちあい 支えあう 茅ヶ崎の教育を創造する～豊かな人間性⁶⁾と自律性⁷⁾をはぐくむ～」とします。

本市では、学校教育と社会教育を中心に、他を思いやる心や感動する心など「豊かな人間性⁶⁾」と、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し解決していくことができる「自律性⁷⁾」をはぐくみます。

3つの基本方針

基本理念のもと、「未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実」「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実」「教育活動を効果的に進める教育行政の充実」の3つの基本方針を定め、学校教育と社会教育を中心に具体的な教育施策を進めます。全ての基本方針において、個人の成長を促す、交流を通して互いが育ちあう、こうした教育を教育に関わる人たちと組織が支えあうことを常に念頭において施策を展開します。

基本方針1 未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実

学校は、一日の多くの時間をそこで過ごす子どもたちが、自ら考え、判断し、表現するために必要な知識や技能を身に付け、人間性⁶⁾や自律性⁷⁾をはぐくむ学びの場です。

児童・生徒が、「もっと学びたい」と思えるよう、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業づくりを進めるとともに、教職員の人材育成と働く環境の改善を進めます。多様な人との出会いや様々な経験を通じ、児童・生徒の「確かな学力³²⁾」「豊かな人間性⁶⁾と自律性⁷⁾」「健やかな体」をはぐくみ、自分の人生や未来の社会を切り拓くための「生きる力³³⁾」を伸ばします。

基本方針2 ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実

人は、学齢期だけでなく生涯にわたって学び、成長し続けることで人格を形成します。社会教育は、学校、家庭、地域、教育関係機関及び教育関係者等をつなぎ、様々な活動へ参加するきっかけをつくる役割を担います。

歴史、自然、文献、人材など様々な教育資源を最大限に生かし、子どもから大人までが共に楽しく学びあい、豊かな人間性⁶⁾と自律性⁷⁾、地域社会をつくるための力をはぐくむ社会教育を展開します。また、家庭教育と幼児期の教育を支援します。

基本方針3 教育活動を効果的に進める教育行政の充実

教育委員会は、教育に関する調査・研究とそれを生かした教育施策の企画立案や執行を行うとともに、地域、学校などが主体となった教育活動を支援しています。

教育委員会の円滑な運営を行い、学校教育と社会教育を推進するために必要な基礎研究、施策の企画立案及び教育施設の整備など、豊かな人間性⁶⁾と自律性⁷⁾をはぐくむために必要な教育施策を推進します。

1－10 基本方針別の重点施策

豊かな人間性⁶⁾と自律性⁷⁾をはぐくむ教育を進めるため、基本方針別に重点的に進める施策は、次のとおりとします。重点施策は計画期間において、本市教育委員会として優先度の高い施策を位置づけます。

(※計画改定により設定した重点施策は、施策名の後に(★)が付いています。)

1) 基本方針1の重点施策

○地域の教育資源を生かした学校運営

コミュニティ・スクール¹⁴⁾(学校運営協議会制度)の全校での導入に伴い、各地域の好事例を横展開していくなど、研究を深め、学校、保護者や地域住民が共に知恵を出し合い、地域の交流や学びの拠点となる学校を目指します。

また、地域の教育資源(ひと・もの・こと)を活用する教育活動を支援します。

○ICT²⁵⁾を活用した学習環境のさらなる充実(★)

端末や通信インフラ、学習支援システム等を整備します。整備によって蓄積されるデータを適切に活用し、児童・生徒の学ぶ意欲を高めます。考えや意見を共有する協働的な学びの一助としてICT²⁵⁾を活用し、より効果的な学びを実現します。

また、児童・生徒一人一人の情報活用能力の向上を図るとともに、情報モラルの指導を行います。

○共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育¹⁵⁾の推進(★)

共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育¹⁵⁾を推進します。様々な資源を活用しながら、全ての子どもが居住する地域の学校で共に学び共に育つことを目指します。全ての小・中学校に特別支援学級¹³⁾を整備し、特別な支援を必要とする児童・生徒の適切で多様な就学環境を整備します。

○児童・生徒の抱える諸課題への学校の対応力の向上と安心して教育を受けられる

環境の整備(★)

多様化・複雑化する諸課題に対し、関係機関との連携強化や教育相談のより一層の充実を図るなど、学校の対応力の向上を図り、児童・生徒及び保護者への支援体制を構築します。児童・生徒間のトラブルの未然防止、いじめ問題など児童・生徒を取り巻く課題や児童・生徒が抱える諸課題を早期に発見・解決を図るとともに、全ての児童・生徒が安心して教育を受けられる環境を整えます。

○教職員の働き方改革²⁾と校務DX³⁰⁾による子どもと向き合う環境づくり(★)

児童・生徒の学びの質の向上を目指し、教職員がやりがいをもって仕事ができる環境づくりに努め、適正な人材を確保するとともに計画的な育成や配置を行います。

また、教職員の意識改革を進めるとともに、業務の効率化やデジタル化など働き方の見直し³⁴⁾を学校・地域・教育委員会が一体となって進め、教職員が教育活動に専念できる体制を整備します。

2) 基本方針2の重点施策

○学びと交流を通じた地域の教育力²⁹⁾の向上

地域、関係団体や市長部局等との連携を深めることで、子どもから大人までが共に学び、交流する機会を通じて、青少年育成や地域の教育力²⁹⁾向上につなげます。コミュニティ・スクール¹⁴⁾(学校運営協議会制度)と地域学校協働活動³⁵⁾の一体的な推進を目指して取り組みを進めます。

また、公民館、博物館、図書館などを拠点に様々な分野（自然、防災、福祉、地域の伝統文化など）に関して、誰もが学びやすい方法で学び、体験する機会を提供するとともに、持続可能な地域社会の創り手の育成に寄与する社会教育活動の推進に取り組みます。

○郷土の自然や歴史・文化を学び、ふるさと意識を醸成する教育活動の展開

藤間家住宅主屋³⁶⁾及び敷地の整備、下寺尾遺跡群¹⁷⁾(下寺尾官衙遺跡群¹⁸⁾及び下寺尾西方遺跡¹⁹⁾)等の保存活用・整備を進め、茅ヶ崎の自然や歴史・文化を学ぶ教育活動を展開します。

また、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業²⁰⁾で、都市資源を活用した教育活動を市民との協働により展開し、市民のふるさと意識を醸成します。

3) 基本方針3の重点施策

○教育に関する基礎研究の推進

教育に関する調査・研究を進め、学校教育、社会教育、家庭教育に関する課題などを把握し、その成果を教育に関する政策立案や学校教育、社会教育の場で活用します。様々なデータを活用したEBPM³⁷⁾を推進します。

○教育施設の再整備

耐用年数をむかえる学校施設及び社会教育施設の建て替えや長寿命化を進めます。建て替えや長寿命化などにあたっては、本計画の基本理念を反映し、ユニバーサルデザイン³⁸⁾に配慮した施設づくりを進めるとともに、教育施設の複合化など教育施設が地域の交流や学びの拠点となる施設づくりを検討します。

また、市民に愛される教育施設を目指し、地域住民参加による施設づくりを進めます。

○児童・生徒の健康管理の推進と子どもを取り巻く環境の安全対策(★)

児童・生徒の健康管理や保健衛生に係る事務を行います。また、学校生活における事故対策や有害情報の監視を進めます。警察、道路管理者³⁹⁾及び地域と連携し、通学路の安全対策を進めるとともに、見守り活動を支援します。

気候変動の影響による熱中症や様々な感染症への対策など、生活環境の変化を捉えた総合的な安全対策に取り組みます。

第2部

基本方針別の施策

2-1 基本方針1

「未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実」

政策1 児童・生徒の資質と能力をはぐくむための授業づくりと学びを支える体制の構築

政策1では基本方針1を踏まえ、学習活動の基本となる授業づくりと学びを支える支援体制、学校経営に関わる施策を推進します。

1) 現況

学習指導要領¹⁾や全国学力・学習状況調査等の結果に基づき、授業などを通じて児童・生徒の資質・能力³¹⁾（知識や技能、思考力・判断力・表現力など、学びに向かう力や人間性⁶⁾など）をはぐくむため、指導主事⁹⁾が計画訪問⁴⁰⁾や校内研究会⁴¹⁾などで学校を訪問し、授業改善や学校運営の支援を行っています。

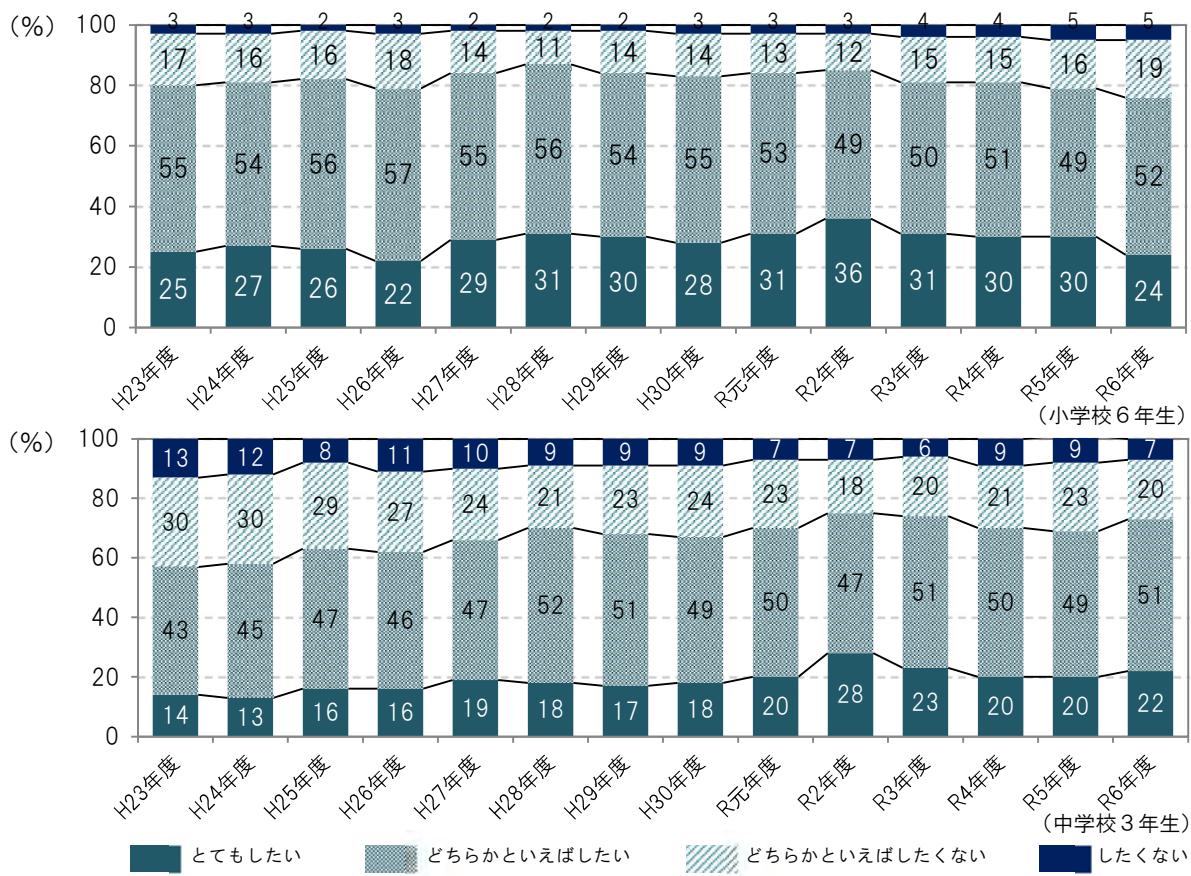
学校では、児童・生徒が、社会の動向に学び、人生の可能性を広げるために、教科学習や総合的な学習の時間などで様々な教育資源（ひと・もの・こと）などを活用した教育活動を展開しています。

また、児童・生徒が安心して楽しく学校生活を送れるように、児童・生徒の学校生活を支えるため、ふれあい補助員¹²⁾等の配置や教育相談の体制を整えています。

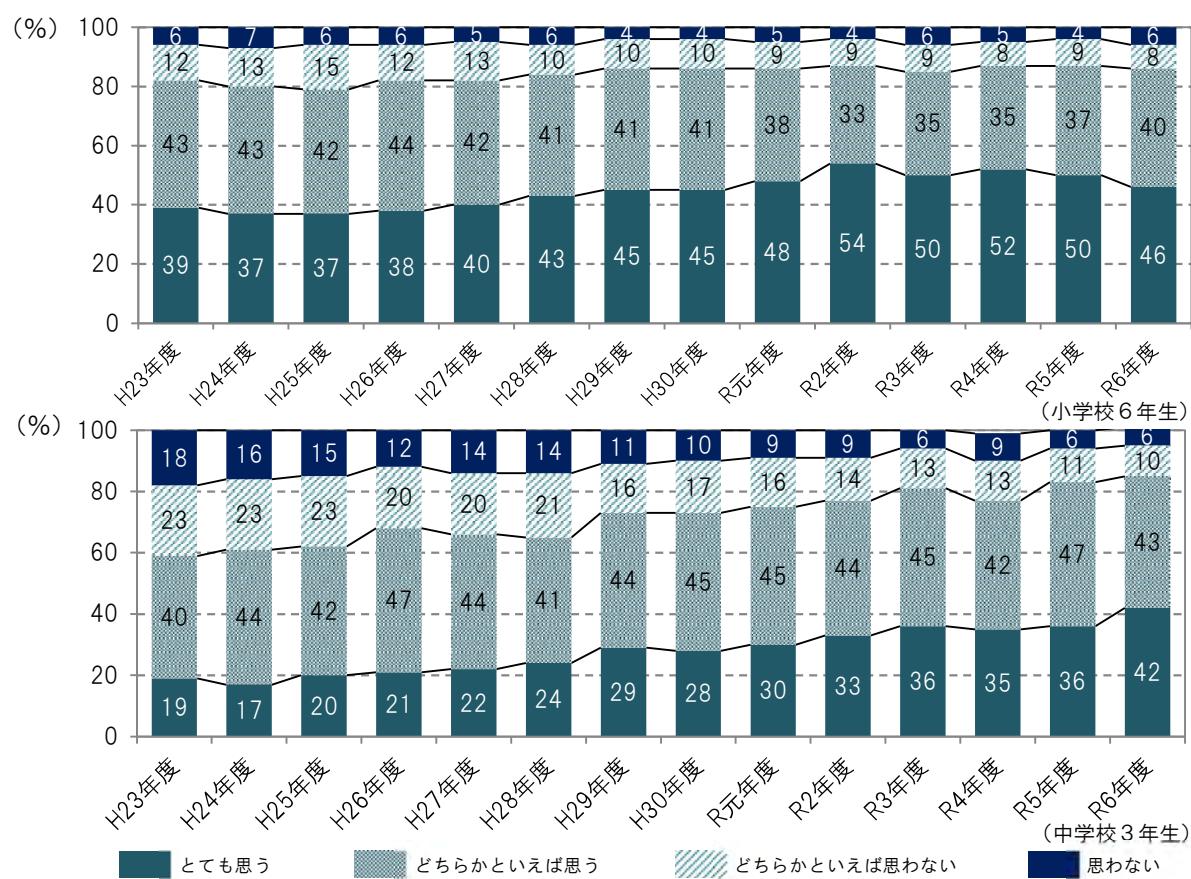
図1のとおり、令和6（2024）年度時点で、児童が学習したいと思う割合は8割程度、生徒については7割程度となっています。

図2のとおり、令和6（2024）年度時点で、学校生活で困ったことなどがあった場合に、先生や相談員が助けてくれると思っている児童・生徒の割合は8割前後となっています。

基本方針1 「未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実」の施策



出典 茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査



出典 茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査

2) 施策

地域の教育資源を生かした学校運営（重点施策）

コミュニティ・スクール¹⁴⁾（学校運営協議会制度）の全校での導入に伴い、各地域の好事例を横展開していくなど、研究を深め、学校、保護者や地域住民が共に知恵を出し合い、地域の交流や学びの拠点となる学校を目指します。

また、地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活用する教育活動を支援します。

学校運営や教育課程の改善のための指導・助言

指導主事⁹⁾が、各学校を計画的に訪問し、児童・生徒の資質・能力³¹⁾をはぐくむため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を支援します。また、学校・学級運営、児童・生徒指導、その他の学校教育に関する事項について、指導・助言を行います。

ICT²⁵⁾を活用した学習環境のさらなる充実（重点施策）

端末や通信インフラ、学習支援システム等を整備します。整備によって蓄積されるデータを適切に活用し、児童・生徒の学ぶ意欲を高めます。考えや意見を共有する協働的な学びの一助としてICT²⁵⁾を活用し、より効果的な学びを実現します。

また、児童・生徒一人一人の情報活用能力の向上を図るとともに、情報モラルの指導を行います。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育¹⁵⁾の推進（重点施策）

共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育¹⁵⁾を推進します。様々な資源を活用しながら、全ての子どもが居住する地域の学校で共に学び共に育つことを目指します。全ての小・中学校に特別支援学級¹³⁾を整備し、特別な支援を必要とする児童・生徒の適切で多様な就学環境を整備します。

児童・生徒の抱える諸課題への学校の対応力の向上と安心して教育を受けられる環境の整備（重点施策）

多様化・複雑化する諸課題に対し、関係機関との連携強化や教育相談のより一層の充実を図るなど、学校の対応力の向上を図り、児童・生徒及び保護者への支援体制を構築します。児童・生徒間のトラブルの未然防止、いじめ問題など児童・生徒を取り巻く課題や児童・生徒が抱える諸課題を早期に発見・解決を図るとともに、全ての児童・生徒が安心して教育を受けられる環境を整えます。

3) 市長部局との連携

様々な資源と分野を学ぶ機会の創出

教科学習や総合的な学習の時間などで活用できる教育資源（ひと・もの・こと）を提供し、児童・生徒が環境、福祉、都市計画、芸術、スポーツ、経済、防災、防犯などを学ぶ機会を創出します。

地域とともにある学校づくり

地域住民や市長部局と学校運営の方向性等を共有し、授業づくりや学校運営など学校の教育活動を支援します。

4) 政策の効果を確認する指標

児童・生徒の学ぶ意欲や学校生活における児童・生徒のサポート体制を次の項目を用いて把握し、政策の効果を検証します。

政策実施の効果を中長期的な指標の推移から捉えるとともに、検証に必要な資料を収集・活用し、多面的な考察を行います。

指標	根拠資料
学校で色々なことが分かるようになることが楽しいと思う割合 (%)	
もっと学習したいと思う割合 (%)	
学級の友だちと一緒に学習することが楽しいと思う割合 (%)	茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査
授業が分からなくなったとき、先生や友だちが助けてくれると思う割合 (%)	
学校生活で困ったことやトラブルが起きたとき、先生や相談員さんが助けてくれると思う割合 (%)	

政策2 質の高い学びを創るための教職員の人材育成と働きやすい環境の整備

政策2では基本方針1を踏まえ、教職員の教育活動を支えるとともに、働き方の見直しに関わる施策を推進します。

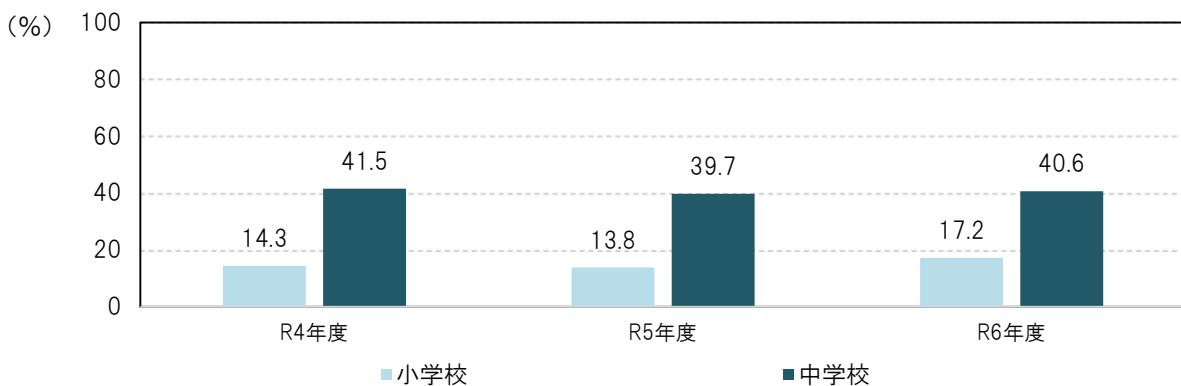
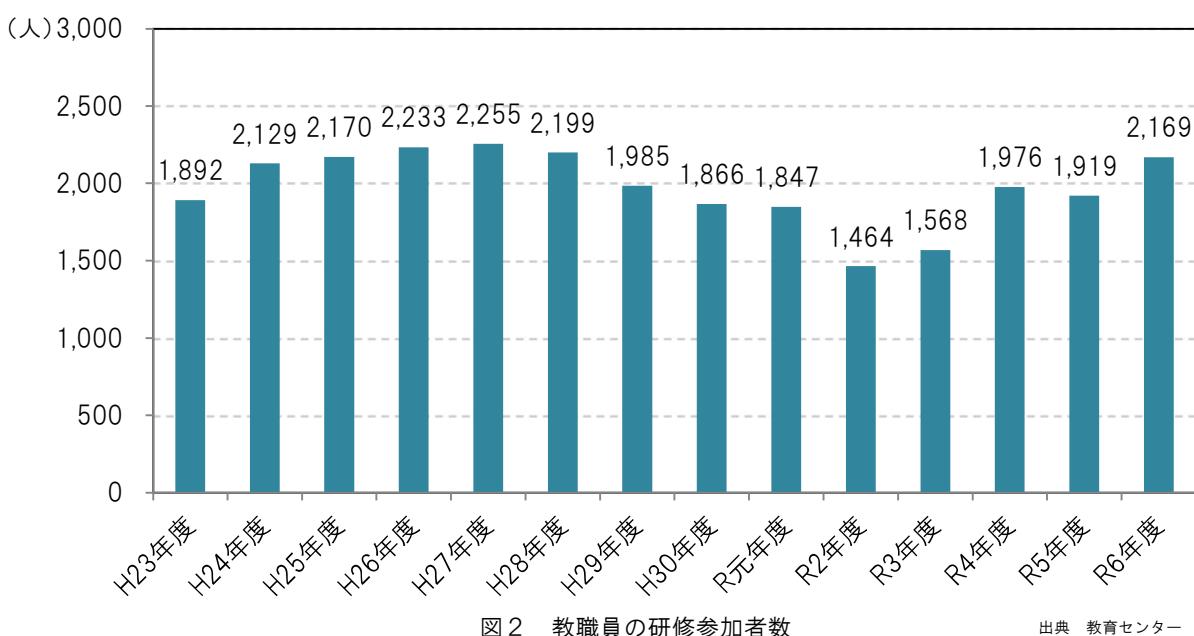
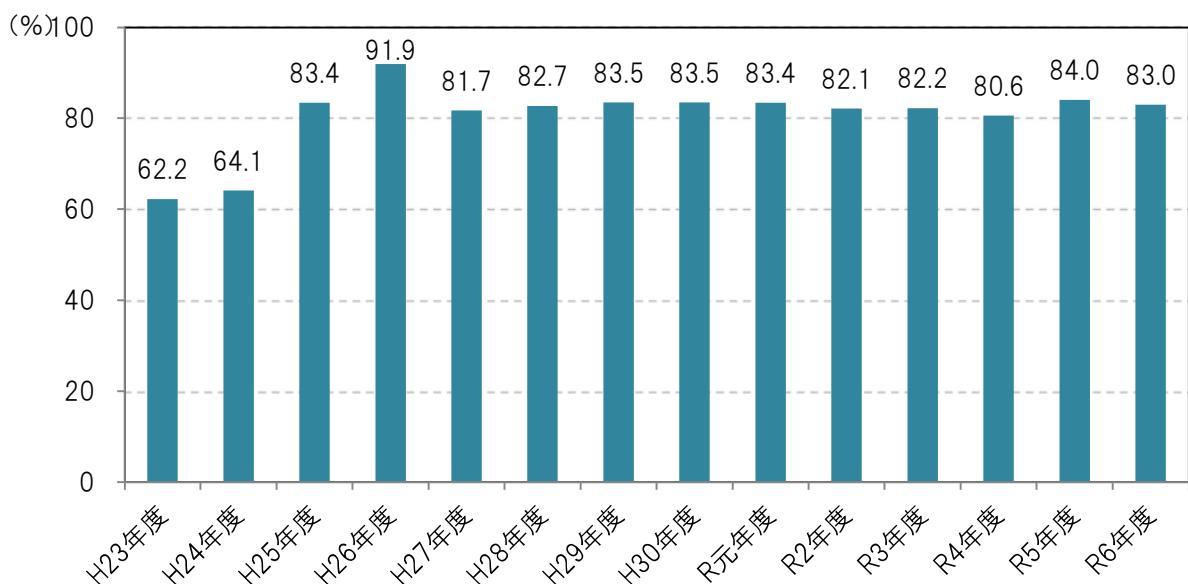
1) 現況

教職員が教育活動に専念できるよう、部活動の休養日を週2日以上設けるなど教職員の働き方の見直し³⁴⁾を進めています。様々な取り組みを実施していますが、子どもたちが抱える困難の多様化・複雑化に加え、保護者や地域の学校・教員に対する期待の高まりなどから業務が積み上がり、勤務時間が増大している状況があります。教職員の勤務実態は、図1のとおり、依然として厳しい状況にあり、働き方改革²⁾の加速化の必要があります。

また、質の高い授業づくりが進められるよう、研修等の場を提供しています。

図2のとおり、教職員の研修参加者数はコロナ禍により一時的に減少しましたが、徐々にコロナ禍前の水準に戻りつつあります。図3に示すとおり、教職員のための研修・講座開催で行ったアンケート調査によると、研修・講座で得たことを実際の授業づくりに生かそうという意識が高まっています。

基本方針1 「未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実」の施策

図1 教職員の時間外在校等時間の割合（1か月当たり45時間を超える教職員の割合）
出典 学務課図2 教職員の研修参加者数
出典 教育センター図3 研修・講座に参加して効果があると感じ、実践しようと思う教職員の割合
出典 教育センター

2) 施策

教職員の働き方改革²⁾と校務DX³⁰⁾による子どもと向き合う環境づくり（重点施策）

児童・生徒の学びの質の向上を目指し、教職員がやりがいをもって仕事ができる環境づくりに努め、適正な人材を確保するとともに計画的な育成や配置を行います。

また、教職員の意識改革を進めるとともに、業務の効率化やデジタル化など働き方の見直し³⁴⁾を学校・地域・教育委員会が一体となって進め、教職員が教育活動に専念できる体制を整備します。

教育活動に役立つ研修の実施並びに情報の収集及び提供

教育関係機関等との連携により、教育活動に役立つ研修の実施から情報収集・提供までを一連で捉え、教職員の人材育成及び資質向上に向けた取り組みを進めます。

写 真

学びあい 育ちあい 支えあう ちがさきの教育

効果的なICT活用で 豊かな「学びあい」の 時間を創る

茅ヶ崎市の小・中学校は、令和2（2020）年度末に1人1台端末を導入しました。令和6（2024）年度全国学力・学習状況調査によると、茅ヶ崎市の1人1台端末の活用状況（週3回以上の使用）は、小・中学校ともに全国平均を上回っています。

| 課題 |

茅ヶ崎市の小・中学校での1人1台端末の活用の方針として、令和5（2023）年度までの3年間は、まず「積極的に使用すること」に注力し、主に授業での教員と児童・生徒、児童・生徒同士の考え方や意見の「共有」に活用してきました。積み重ねた実践を踏まえ、ICTのより効果的な活用方法について、多くの教員が日々、模索しています。

| 効果的なICT活用で学びを深める |

小学校での一例として、教員が1人1台端末で授業支援システムを使って児童に考え方を示し、児童はシステム上で意見を整理し、学級全体で児童同士の考えをつなげていくことで、学びを深めています。

一部の学校ではデジタルドリルの試行を行っています。児童が1人1台端末で、問題に取り組み、教員はリアルタイムで回答状況を確認できます。教員は回答状況から補足説明を行うなど、児童の理解度に合わせたフォローを行っています。

将来的には発達の段階に応じた生成AIの活用も視野に入れ、個別最適な学びや協働的な学びを充実する効果的なICT活用を「ちがさきの教育」として推進していきます。

3) 市長部局との連携

地域の教育資源や市長部局と連携した事例を学ぶ機会の創出

教職員向けに地域の人材、歴史、まちづくり及び市長部局と連携した学習事例を学ぶ機会を提供し、地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活用した教育活動を促進します。

4) 政策の効果を確認する指標

教職員の研修機会等が創出されているかを、次の項目を用いて把握し、政策の効果を検証します。

政策実施の効果を中長期的な指標の推移から捉えるとともに、検証に必要な資料を収集・活用し、多面的な考察を行います。

指標	根拠資料
教職員の時間外在校等時間の割合（1か月当たり45時間を超える教職員の割合）（%）	
現在の職場を働きやすい職場と感じている教職員の割合（%）	学務課調べ
「仕事にやりがいがある」と感じている教職員の割合（%）	
研修・講座に参加して効果があると感じ、実践しようと思う教職員の割合（%）	
「子どもの育ち」をテーマとした教育職員対象講座の参加者のうち、自ら実践したいと思う参加者の割合（%）	教育センター調べ
教職員の研修参加者数（人）	

2－2 基本方針2

「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める 社会教育の充実」

政策3 子どもと大人が共に育ちあう社会教育の推進

政策3では基本方針2を踏まえ、社会教育関係職員の育成、青少年の育成及び多世代の学びの機会の提供に関わる施策を推進します。

1) 現況

教育委員会では様々な社会教育事業を企画立案するために社会教育関係職員¹⁶⁾の人材育成を行っています。

また、公民館では、子育て支援、健康など現代の課題や地域課題をテーマとした講座・講演会や、学校と連携し、夏休み事業などの学習プログラムを通じて、多世代との交流や学びあう機会を提供しています。

青少年育成に関しては、青少年の居場所として小学校ふれあいプラザ⁴²⁾の設置や自然体験教室事業など多様な体験を通じて、青少年の健全な育成に努めています。また、保護者が昼間就労等で家庭に不在となる小学生を対象に、放課後児童健全育成事業（児童クラブ、通称：学童保育）を実施しています。

青少年会館では、工作、運動、料理などの様々な体験をする教室、工場見学会などを実施しています。茅ヶ崎公園体験学習センターでは、指定管理者制度導入のもと、多世代が交流する事業を展開しています。

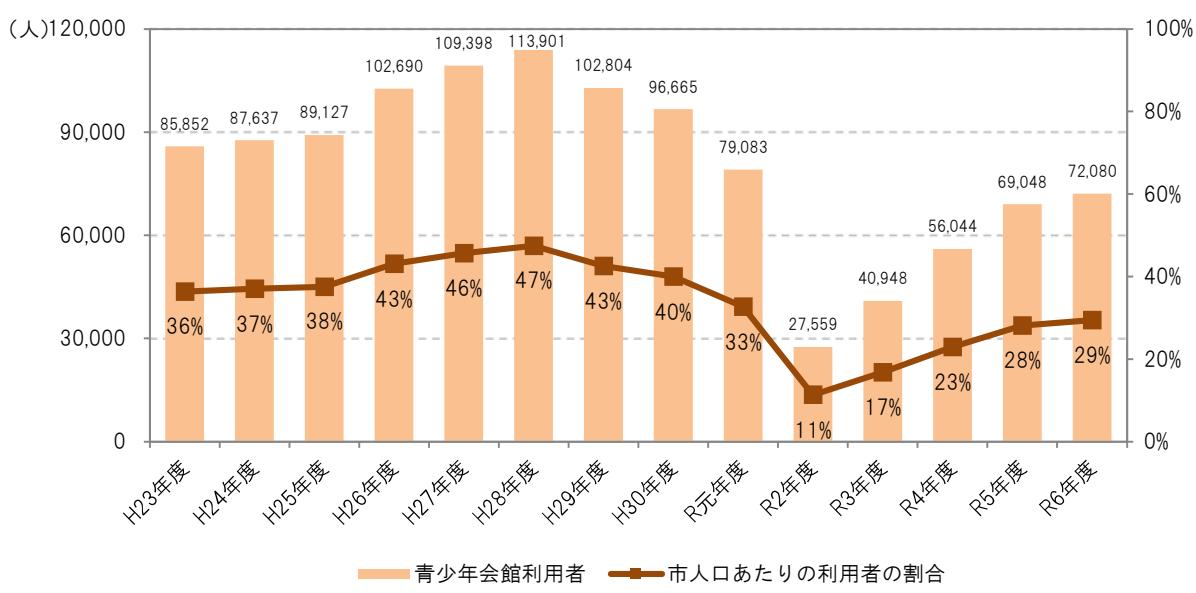
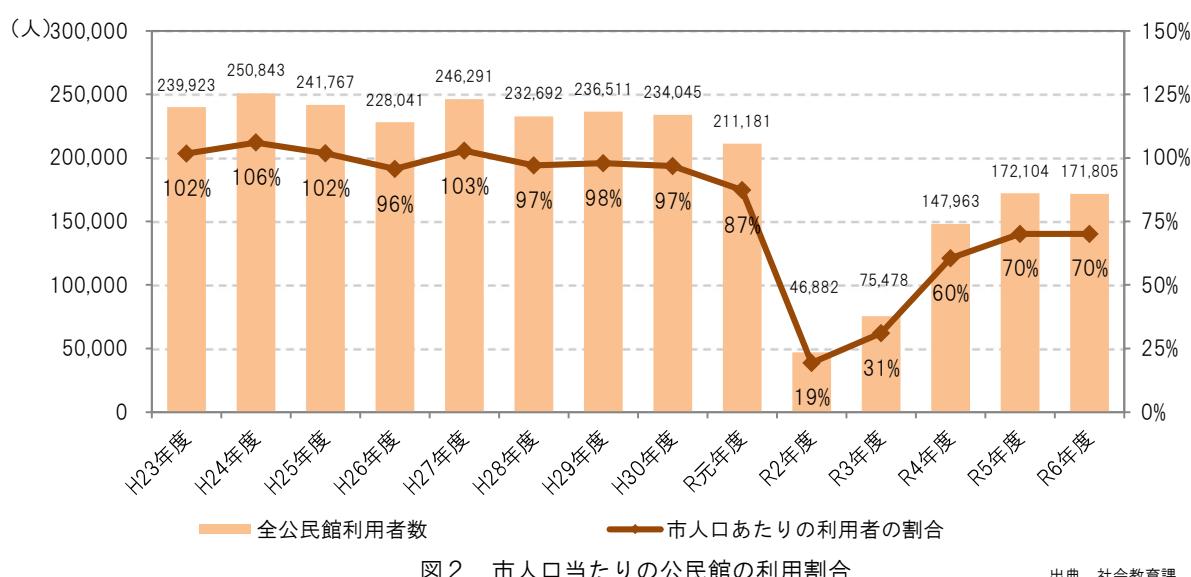
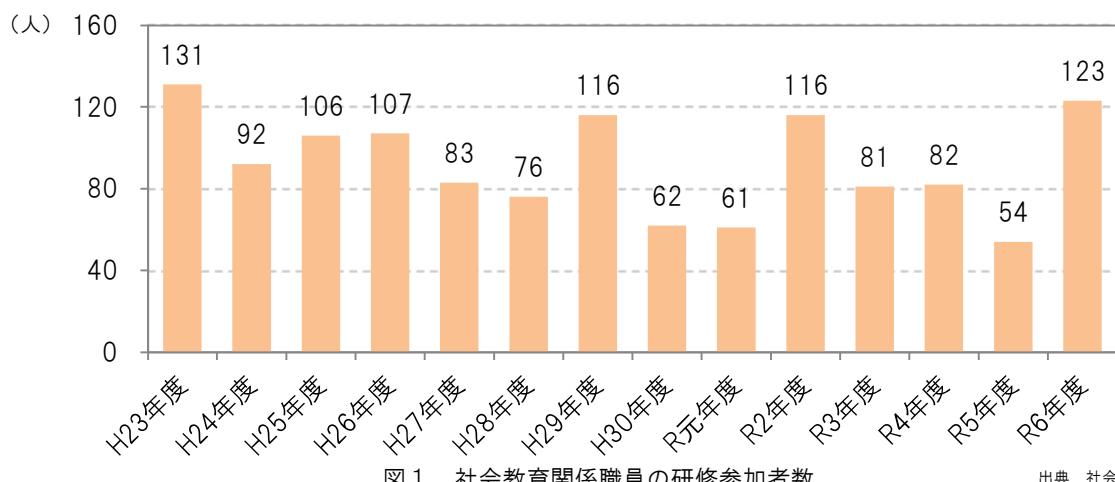
図書館事業では、「茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画」に基づき、ブックスタート事業や子どもの発達段階に応じたおはなし会及び読み聞かせボランティアを養成するための講習会などを実施しています。図書館本館・分館以外で図書の貸出を行えるように公民館やハマミーナなどに図書室や配本所を設置しています。

図1に示すように、年度で開催回数は異なりますが、年間で延べ50人以上の社会教育関係職員¹⁶⁾が研修に参加しています。

また、図2及び図3に示すように、公民館及び青少年会館ではコロナ禍により一時的に利用者数が減少しましたが、現在はコロナ禍前の水準に戻りつつあります。図書館資料の貸出状況については、図4に示すように、公民館等に設定している図書室や配本所の利用の割合が一定程度占めています。

第2部 基本方針別の施策

基本方針2 「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実」の施策



第2部 基本方針別の施策

基本方針2 「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実」の施策

第1部 教育基本計画について

第2部 基本方針別の施策

第3部 計画の進行管理

資料編

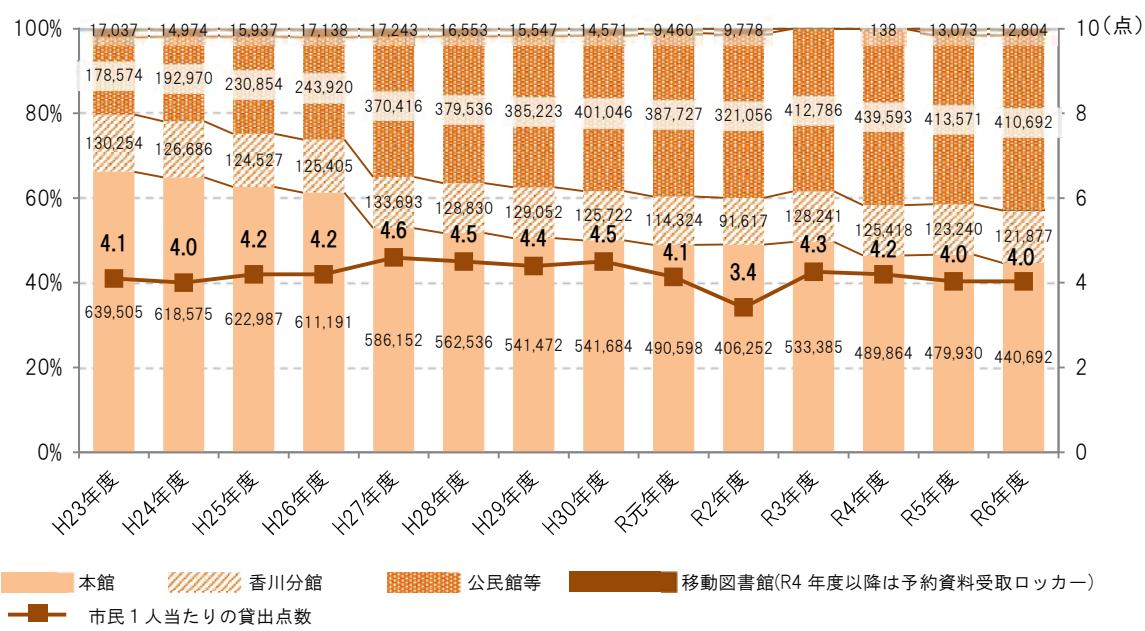


図4 各館別の貸出点数と図書館資料の市民1人当たりの貸出点数

出典 図書館

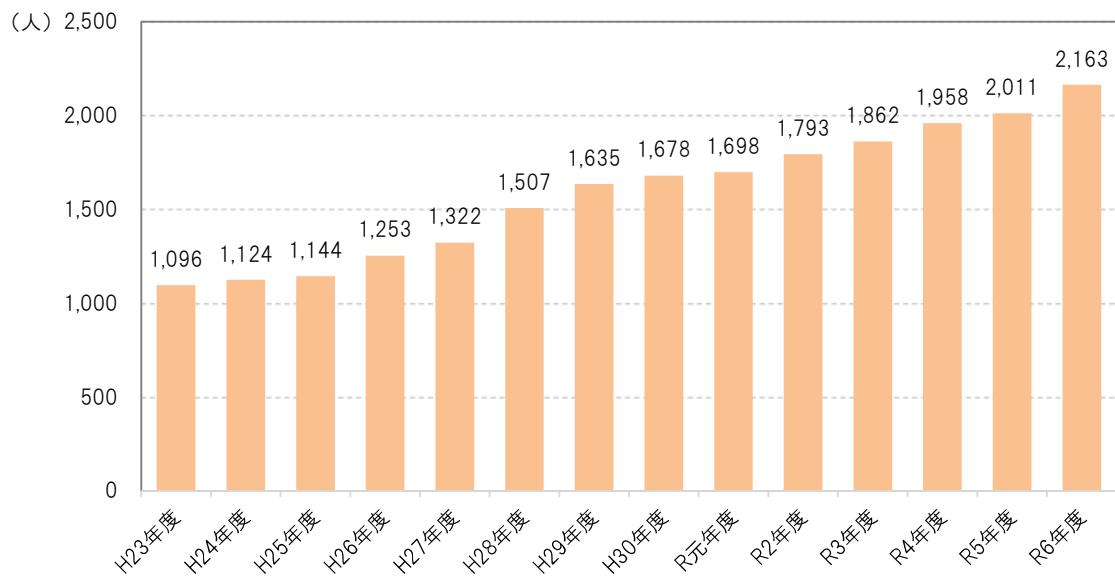


図5 児童クラブ入所児童数

出典 青少年課

2) 施策

社会教育関係職員¹⁶⁾の人材育成

持続可能な地域運営に寄与する、家庭教育支援や社会的要請課題（環境、防災、人権、国際化、子育て支援など）に対応した学習プログラムなどの社会教育活動が推進されるよう、社会教育関係職員¹⁶⁾の資質向上を図ります。

また、地域と学校の連携をより一層深めるために、社会教育主事⁴³⁾などの育成や地域と学校が相互に連携しながら教育を進めていく体制の整備を検討します。

学びと交流を通じた地域の教育力²⁹⁾の向上（重点施策）

地域、関係団体や市長部局等との連携を深めることで、子どもから大人までが共に学び、交流する機会を通じて、青少年育成や地域の教育力²⁹⁾向上につなげます。

コミュニティ・スクール¹⁴⁾（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動³⁵⁾の一体的な推進を目指して取り組みを進めます。

また、公民館、博物館、図書館などを拠点に様々な分野（自然、防災、福祉、地域の伝統文化など）に関して、誰もが学びやすい方法で学び、体験する機会を提供するとともに、持続可能な地域社会の創り手の育成に寄与する社会教育活動の推進に取り組みます。

青少年の居場所づくりと青少年育成に係る体制の整備

小学校ふれあいプラザ⁴²⁾や子どもの家、児童クラブなど、青少年が安全で安心して学び・遊べる場や、青少年活動を発表する機会を提供します。

また、青少年育成推進協議会や子ども会などの団体や青少年育成に関わる方々に対する研修等を実施するなど、青少年の育成をサポートする人材を育成し、青少年が健やかに成長できる環境づくりを進めます。

情報拠点としての図書館の充実

市の情報拠点として、市民の学習活動等を支援し、高度化・多様化するニーズに応えることができるよう、司書⁴⁴⁾が専門性を發揮し、幅広い資料・情報の収集と提供を行います。

また、レファレンスサービス⁴⁵⁾や図書館システムを充実するなど、誰もが利用しやすい図書館を目指します。

第2部 基本方針別の施策

基本方針2 「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実」の施策

家庭教育・幼児期の教育を支えあう環境の醸成

講座等を通じた、子どもの成長に応じた学習機会や子育て中の親などへの情報提供を充実するとともに、子ども、保護者、関係団体及び地域住民がつながり、交流し、家庭と地域が連携してより多くの手で子どもたちを育てる環境を支援します。

写 真

学びあい 育ちあい 支えあう ちがさきの教育

地域の教育力で解決！

夏休み昼ごはん問題から

地域のつながりを創る

令和7（2025）年の夏、小和田公民館では、学校が夏休み期間となることから給食の提供がなくなる小学生を対象に、地域団体や公民館利用団体が講師となって調理実習をする事業を14日間実施しました。

メニューは、夏野菜たっぷりカレー、五目あんかけ焼きそば、鮭ちらしなど、栄養満点で、子どもが自宅で再現できるような簡単なレシピばかり、地域全体で子どもたちを育てる取り組みが始まりました。

| 課題 |

松浪小のコミュニティ・スクール（以下「コミスク」という。）では、夏休み期間中の子どもの居場所や孤食について、地域から問題提起がありました。長い夏休み期間の子どもの昼食づくりに困っている家庭があること、地域では、ボランティアの機運は高いが協力の仕方がわからない人がたくさん存在すること、そのような状況の中、小和田公民館を中心となって、子育て世帯を地域で支援とともに、食事作りを通じて子どもの生きる力をはぐくむことを目的とした調理実習を行うことになりました。

| こわだ子どもキッチンの開催 |

日頃から小和田公民館で調理を行う利用団体を中心に、本事業の趣旨に賛同した団体などで「こわだ子どもキッチンクラブ」を立ち上げ、事業を担い、食材は公民館の敷地内で地域のボランティアが育てた野菜や、地域団体が政府備蓄米を申請して国から提供されたお米等を活用し、簡単で、魅力的で、毎回メニューが異なる昼食を調理して、みんなで食べました。

「玉ねぎをみじん切りする時は、あらかじめ冷蔵庫に入れておくと目が痛くなりにくいんだよ。」と地域の大人が子どもたちに教えたる、「今日作ったごはん、おうちでも作ってみたいな。」と子どもたちが嬉しそうに話していました。コミスクでの地域課題の共有をきっかけに、普段、話したことがない地域の子どもと大人が、一緒に昼食を作り、食べ、片づけを行う、地域で子どもたちを育てる取り組みとなりました。

まさに地域で「育ちあい 支えあう」、コミスクからの地域課題解決に向けた取り組みが、「ちがさきの教育」として各地域で始まっています。

3) 市長部局との連携

他分野と連携した楽しく創造性のある社会教育講座の実施

人口特性、都市構造及び地域活動など様々な視点から地域の状況を把握し、文化、環境、都市計画など他分野の職員との意見交換や連携した講座等を企画するなど、楽しく創造性のある社会教育講座をより一層充実します。

4) 政策の効果を確認する指標

公民館、図書館等が地域の交流施設として、教育の場として市民等に利用されているか、次の項目を用いて把握し、政策の効果を検証します。

政策実施の効果を中長期的な指標の推移から捉えるとともに、検証に必要な資料を収集・活用し、多面的な考察を行います。

指標	根拠資料
社会教育関係職員の研修参加者数（人）	
社会教育主催事業・イベントの参加者数（人）	社会教育課調べ
市人口当たりの公民館の利用割合（%） (公民館の利用者数／市人口)	
公民館を利用したことがある児童・生徒の割合（%）	茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査
市人口当たりの青少年会館の利用割合（%） (青少年会館の利用者数／市人口)	
市人口当たりの体験学習センターの利用割合（%） (体験学習センターの利用者数／市人口)	青少年課調べ
青少年育成推進協議会主催「子ども大会」参加者数（人）	
小学校ふれあいプラザの利用者数（人）	
子どもの家の利用者数（人）	
市民1人当たりの貸出点数（貸出点数／市人口）(点)	図書館調べ
図書館（分館、図書コーナーを含む）を利用したことのある児童・生徒の割合（%）	茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査
家庭教育と幼児期教育の支援に関する研修・講座の開催数（回）	社会教育課調べ
児童クラブの入所児童数（人）	青少年課調べ

政策4 郷土に学び未来を拓く学習環境の整備

政策4では基本方針2を踏まえ、自然や歴史・文化等の教育資源を活用した地域発の学びを通して、教育活動や文化財保護に関する施策を推進します。

1) 現況

博物館は、令和4（2022）年7月に開館し、茅ヶ崎の自然や歴史・文化についての調査研究、資料や情報の収集保管、展示やワークショップといった教育普及活動に取り組んでいます。利用層の拡大に向け、県内外の博物館・大学等の研究機関や、市長部局、地域及び学校と連携した事業展開を進めているほか、デジタルアーカイブ²⁶⁾などのDXの取り組みを積極的に進めています。取り組みの推進にあたっては、学芸員²⁷⁾がその専門性を發揮して、茅ヶ崎の教育と文化創造、地域づくり、人づくりに寄与するよう努めています。

また、博物館に近接する民俗資料館（旧和田家住宅²¹⁾）については、耐震改修を施し、一般公開を再開するとともに、博物館の教育活動の場として活用しています。

市指定史跡である藤間家（近世商家）屋敷跡と国登録有形文化財（建造物）である藤間家住宅主屋³⁶⁾については、建物の耐震改修に向けた調査・設計・保存活用計画策定・整備を行い、敷地全体を含め、適切な保存と活用に向けた取り組みを進めています。

文化財保護の取り組みについては、茅ヶ崎市内の大切な文化財を後世に伝えるため、文化財指定、文化財パトロール及び埋蔵文化財の調査などを通じて、文化財の適切な保護を図っています。さらに、文化財保護意識の醸成を図るため、郷土芸能大会や文化財講演会、遺跡調査発表・展示会などの普及啓発事業を実施しています。

下寺尾遺跡群¹⁷⁾（下寺尾官衙遺跡群¹⁸⁾及び下寺尾西方遺跡¹⁹⁾は、国の歴史を語る上で欠かせない遺跡として、国の史跡に指定されました。現在、保存のための公有地化や史跡の調査・研究を進め、学習会などを通じて公開普及を図っています。

ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業²⁰⁾を市民と共に進め、市民のふるさと意識の醸成や茅ヶ崎の都市資源（自然や歴史、文化、産業、人材など）を調査・研究し、講座やまち歩き、季刊誌等を通じてその魅力を発信しています。

図1によると、博物館の利用者数は博物館開館以前の文化資料館の利用者数と比較して、令和4（2022）年度以降、大幅に増加しました。図2によると、文化財に関する講演などの参加者数は令和6（2024）年度は平成23（2011）年度以降で最高の6,000人以上を記録しました。このように図1、図2の推移から、茅ヶ崎の歴史等を学びたいという需要があると考えます。

第2部 基本方針別の施策

基本方針2 「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実」の施策

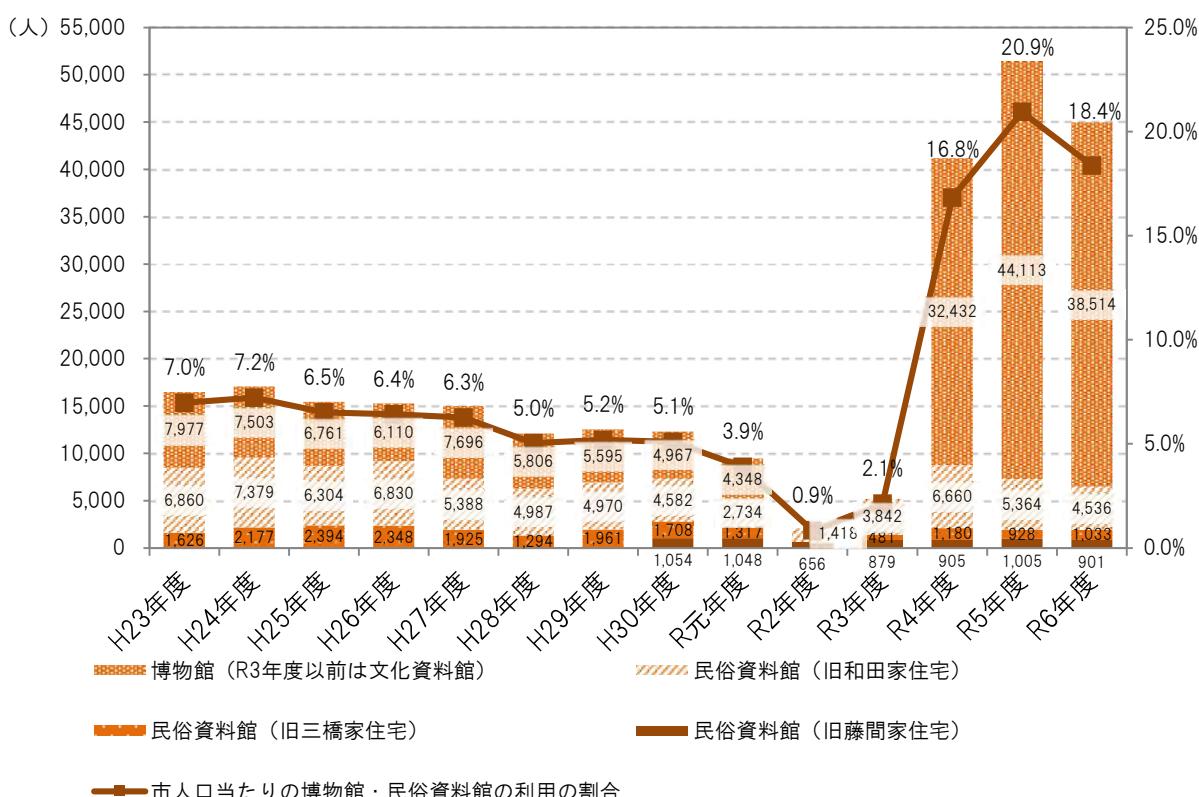


図1 市人口当たりの博物館・民俗資料館の利用割合

出典 社会教育課

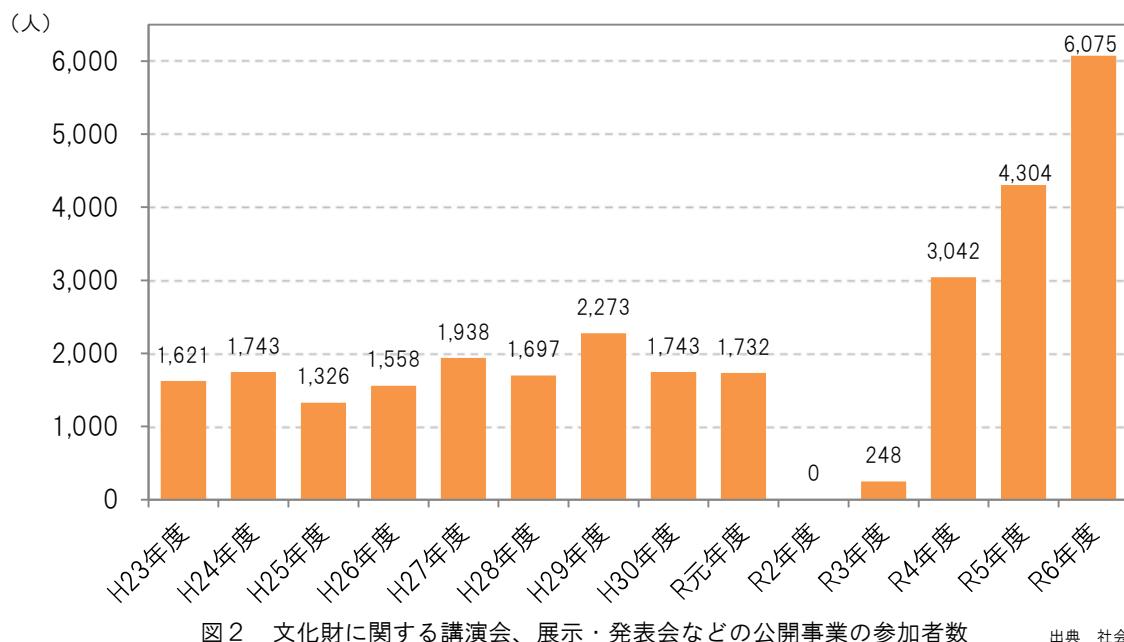


図2 文化財に関する講演会、展示・発表会などの公開事業の参加者数

出典 社会教育課

第2部 基本方針別の施策

基本方針2 「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実」の施策

2) 施策

郷土の自然や歴史・文化を学び、ふるさと意識を醸成する教育活動の展開

(重点施策)

藤間家住宅主屋³⁶⁾及び敷地の整備、下寺尾遺跡群¹⁷⁾（下寺尾官衙遺跡群¹⁸⁾及び下寺尾西方遺跡¹⁹⁾等の保存活用・整備を進め、茅ヶ崎の自然や歴史・文化を学ぶ教育活動を展開します。

また、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業²⁰⁾で、都市資源を活用した教育活動を市民との協働により展開し、市民のふるさと意識を醸成します。

文化財の保護・活用

文化財の保護に向けて、市民と協働しながら、現地調査や資料収集を行うなど多様な保護活動を行うとともに、文化財の指定や文化財パトロールの実施など文化財の保存管理を行います。祭囃子⁴⁶⁾（まつりばやし）や民謡など地域に伝わる郷土芸能などの無形の文化財についても、茅ヶ崎の歴史と文化を伝える大切なものとして保存し、後世に継承できるよう、後継者の育成を支援します。また、未指定の文化財についても、現況の把握と調査・研究に努めます。

埋蔵文化財については、開発等に伴う届出をもとに、確認調査等を実施し、それらの保護、保存を図るとともに、貴重な現存資料を適正に保管するための収蔵場所の確保と、活用できる環境の整備に努めます。茅ヶ崎の大切な文化財を後世に伝えるため、文化財講演会、遺跡調査発表及び展示会などの事業を展開し、文化財保護意識の普及と啓発を行います。

地域の自然・歴史・文化を保存継承する拠点としての博物館の充実

博物館での展示会やワークショップ等の開催、旧和田家住宅²¹⁾・旧三橋家住宅²²⁾の活用を進めます。収蔵資料のデジタルアーカイブ²⁶⁾を通した公開・発信を進めます。

博物館法に基づき、関係機関との連携や、地域の自然・歴史・文化に関する資料のデジタルアーカイブ²⁶⁾化などのDXの取り組みによる機能強化を図ります。

3) 市長部局との連携

博物館内にとどまらない博物館活動の展開

博物館のデジタルアーカイブ²⁶⁾への資料掲載にあたっては、図書館のみならず、美術館や文化推進課市史編さん担当といった市長部局が有する資料の掲載も協力・連携して進め、デジタルアーカイブ²⁶⁾を活用した教育活動を展開します。

都市資源に関する情報の収集と活用

ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業²⁰⁾を通じて、歴史、文化、自然、産業、人材等の都市資源に関する情報を収集し、まちづくり、観光などの施策に活用するために情報を共有します。また、市長部局と連携して都市資源を学ぶ機会を提供します。

市長部局との連携による文化財の保護・活用

開発行為などの計画について、適切に文化財保護法に基づく手続きが行われるよう、市長部局と連携し情報共有を図り、茅ヶ崎市内に現存する埋蔵文化財が、開発行為などにより失われることを防ぎます。

また、茅ヶ崎市が所有する文化財の活用については、所管課と連携し、文化財の価値が守られるよう努めます。

4) 政策の効果を確認する指標

博物館・民俗資料館の利用状況などを、次の項目で把握し、政策の効果を検証します。

政策実施の効果を中長期的な指標の推移から捉えるとともに、検証に必要な資料を収集・活用し、多面的な考察を行います。

指標	根拠資料
市人口当たりの博物館・民俗資料館の利用割合（%） (博物館・民俗資料館利用者数／市人口)	博物館調べ
文化財に関する講演会、展示・発表会などの公開事業の参加者数（人） ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業で開催した講座等の開催数（回）と受講者数（人）	社会教育課調べ

2-3 基本方針3

「教育活動を効果的に進める教育行政の充実」

政策5 教育的效果を高める教育行政の推進

政策5では基本方針3を踏まえ、教育委員会の運営、事務事業の進行管理及び教育施策の企画立案に資する調査・研究に関する施策を推進します。

1) 現況

毎年度、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき、本市教育委員会は、茅ヶ崎市教育基本計画審議会にて教育行政事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行っています。

また、子どもたちの学習・生活状況に関する調査を実施するなど、教育施策の企画立案に関する基礎研究や講座を実施しています。

表1のとおり、神奈川県教育研究所連盟教育研究発表大会では、研究活動で得られた知見を周知し、教育現場で活用するため、教科に関する研究やICT²⁵⁾などの活用に関する研究などを発表してきました。

表1 神奈川県教育研究所連盟教育研究発表大会 発表テーマ

	発表テーマ
令和4年度	<p>「思考力・判断力・表現力を育む授業実践」～授業研究を通して「子どもの学びの変容・深まり」について考える～</p> <p>研究内容： 子どもたちに必要な資質・能力の1つである「思考力・判断力・表現力等」の育成について、「子どもの学びの変容や深まり」に焦点を当てて研究を行った。 子ども一人一人が自分の考えを持てるような、答えが1つに定まらない「多様な考えが生まれる発問」を設定すること。子どもたちが考えを伝えたくなるような「切り返しの発問」「ICTの活用」等、効果的な教師の働きかけが必要であること。「個→集団→個」の学習サイクルを大切にすること。この3つが重要であることが分かった。</p>
令和5年度	<p>「ふり返りから実践へ」</p> <p>研究内容： 授業研究における「ふり返りの協議」を次の授業に生かすサイクルの確立を目指した。 研究において、授業者及び参観者とともに、①事前研究、②授業研究、③ふり返りの協議、④次に生かす、というサイクルを意識して行うことにより、各協議での学びを自身の授業づくりに生かし、チャレンジするという意識の変化が生まれた。また、校種・教科の異なる教員で協議したことにより、義務教育9年間の子どもの成長過程のつながりを意識した授業づくりの大切さも再確認することができた。</p>
令和6年度	<p>「はじめようプログラミング教育」～プログラミング的思考を育む授業を目指して～</p> <p>研究内容： 学習指導要領の改訂により小・中学校で必修化されたプログラミング教育において、「誰でも、みんなができる」をキーワードに、プログラミング的思考を育むための学習活動や授業方法について研究を行った。 授業実践を通して、疑似体験や子ども自身のプログラムによる動きの実現など、「楽しさ」が学習意欲につながることを再認識するとともに、小・中連携による各教科での教材開発の必要性も明らかになった。</p>
	<p>「制限のある学習環境で、他者との関係性を育む授業」～学びを支える対話に視点を当てて～</p> <p>研究内容： コロナ禍による制限下でも、子ども同士の関係性を育む授業の在り方を、「対話」に着目して考察した。 授業研究を通して授業を丁寧に振り返ったところ、さりげない対話を通じて協同し学び合っている子どもたちの姿が見られた。制限があつても、子どもは他者とともに学ぶことを望んでおり、教師が子ども同士の関係性を育むことを重視した授業づくりに取り組むことで、質の高い学びの保障ができるこを再発見した。</p>
	<p>「1人1台端末を活用した授業改善について」～深い学びを実現させるためのICTの活用～</p> <p>研究内容： 端末導入初年度に当たり活用方法を試行錯誤しながらも、「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、授業における端末の効果的な活用に焦点を当てて研究を行った。 1人1台端末が深い学びを実現するのではなく、学びを深めるための1つの「ツール」であるという意識が重要である。子どもたちの育成したい資質・能力を明確にするとともに、学習目標を達成するための端末の活用を模索する中で、効果的な学習方法を見出し、授業改善も図ることができた。</p>
	<p>「子どもが動きだす問い」～つながりを通して学びを深める～</p> <p>研究内容： 授業研究を通じた実践的な取り組みを考察し、「質の高い学びをつくる」ために、子ども・教師・教材の関係に視点をおき、授業づくりの手立てについて研究を行った。 質の高い問い合わせが学ぶ意欲を高めるとともに、子どもと教材・教師とのつながりだけでなく、子ども同士のつながりや教科間・校種間のつながりを意識した授業構成により、子どもたちが学びを深めることができた。質の高い学びを実現するためには、「問い合わせの質」と「つながり」を重視した授業づくりが必要であることが分かった。</p>
	<p>「深い学びを実現するための地域教材の活用」～知っている茅ヶ崎からわたしたちの茅ヶ崎へ～</p> <p>研究内容： 地域教材「わたしたちの茅ヶ崎」を活用することで、子どもたちの既存知識が触発され、社会科の「見方・考え方」を働かせることにより、主体的で深い学びを目指す研究を行った。 教材の効果的な活用、問い合わせの工夫、協同的な学習プロセスの設定により、既存知識や仲間の意見と結び付けて思考したり、新たな問い合わせが生まれたりする子どもたちの様子が見られ、ねらいに迫り、深い学びにつながることを確認できた。また、小・中の教員による授業づくりを通して、教材理解や教科の系統性についても理解を深めることができた。</p>

出典 教育センター

第2部 基本方針別の施策

基本方針3 「教育活動を効果的に進める教育行政の充実」の施策

2) 施策

教育行政の円滑な運営

児童・生徒が安全で安心な学校生活が送れるよう、災害、事件・事故、教育に係わる緊急事態などに対応する危機管理体制を整備し、様々な課題に対して、適時迅速かつ的確に意思決定を行います。

教育委員会事務局職員の学習機会の確保と政策の立案や推進に係る技能の向上を図ります。また、学校給食調理員⁴⁷⁾、教育施設業務員⁴⁸⁾などの人事管理を行うとともに、学校徴収金⁴⁹⁾事務などの効率化に努めます。

教育行政の点検・評価⁸⁾と進行管理の推進

教育委員会の事務の管理及び執行の状況を点検・評価⁸⁾し、結果を踏まえた政策・事務事業の改善を進め、効率的・効果的な教育行政を推進します。

また、PDCA（計画→実行→点検・評価⁸⁾→改善）のサイクルに基づき計画の進行管理を行い、教育施策を計画的かつ効果的に進めます。

教育に関する基礎研究の推進（重点施策）

教育に関する調査・研究を進め、学校教育、社会教育、家庭教育に関する課題などを把握し、その成果を教育に関する政策立案や学校教育、社会教育の場で活用します。様々なデータを活用したEBPM³⁷⁾を推進します。

学校の適正規模及び適正配置の推進

児童・生徒の教育環境や学校運営の改善に向け、学校及び地域住民などと連携し、学校の適正規模及び適正配置を進めます。

3) 市長部局との連携

次世代育成のための情報交換や研修の実施

保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校、こども育成部など次世代育成に関する市長部局との間の情報交換や、乳児期から学齢期まで連続した教育支援を進めるための研修や講座の実施による、切れ目のない連携に取り組みます。

4) 政策の効果を確認する指標

教育に関する研究の活動状況を把握するため、調査研究員会⁵⁰⁾で行われている研究の背景、内容及び研究で得られた知見を確認します。

政策実施の効果を中長期的な指標の推移から捉えるとともに、検証に必要な資料を収集・活用し、多面的な考察を行います。

指標	根拠資料
調査研究員会の研究テーマ	教育センター調べ
調査研究等の成果の公表状況と調査研究発表会の参加者数（人）	教育センター調べ

写 真

深い学びを実現するための 情報活用能力の調査研究

茅ヶ崎市では、校長から推薦された小・中学校の教員により、4つの調査研究員会を設けています。各調査研究員会では、教育課題に関する研究テーマを設定し、2年間の調査研究を行い、3年目に市調査研究発表会において、市内の教員に向けて研究成果を発表しています。令和7（2025）年度は、情報教育調査研究員会が「深い学びを実現するための授業づくり～情報活用能力の視点から～」というテーマで発表を行いました。

| 課題 |

インターネットをはじめとする情報技術、生成AIなどの技術革新が急速に進むなど、社会がどんなに変化し、予測困難な状況になつたとしても、自ら課題を見つけ、主体的に学び、考え、判断して行動するために、情報活用能力の育成は重要です。

| 情報教育調査研究員会の取り組み |

子どもたちは、板書やノートの記述、友だちや先生の発言など様々な情報を手掛かりに考えを巡らせ、意見交流により新たな気付きを得て、再び考えを深めています。情報活用能力は、特別な授業や情報機器などのツールにより身に付けるのではなく、日常の授業のあらゆる場面で、自然に育まれています。

研究授業を通して、情報活用能力が育まれる場面を「①自分の考えを構築、②クラス全体で考えを精緻化、③自分の考えを再構築」の3つに整理しました。この場面を教師が意図的に設定することが、情報活用能力の育成や深い学びにつながる授業づくりの鍵となることを見出しました。

「ちがさきの教育」は、各調査研究員会が調査研究に取り組み、成果を市内教員に発信することで教育の質の向上に努めています。

政策6 安全で安心な教育施設の整備

政策6では基本方針3を踏まえ、教育施設等の再整備や維持保全に関する施策を推進します。

1) 現況

快適な教育環境の整備を図るため、学校施設の大規模改修やトイレ改修などを行っています。

また、令和6（2024）年度末までに、中学校全校の特別教室及び屋内運動場にエアコンの設置が完了しました。令和7（2025）年度から令和8（2026）年度にかけて、小学校全校の特別教室及び屋内運動場にエアコンの設置工事を行っています。

学校施設の再整備については、令和6（2024）年3月に策定した茅ヶ崎市学校施設再整備基本計画に基づき、計画的に学校施設の改修等を進めるとともに、令和4（2022）年度に学校施設整備基金を設置し、毎年度、基金を積み立てています。また、学校の遊具・体育器具の整備を進めています。

図1に示すように、前計画では学校施設の大規模改修を19棟完了したほか、トイレ改修を行っています。それに伴い、図2に示すように教育施設が安全に利用できると思う割合は徐々に増加しています。

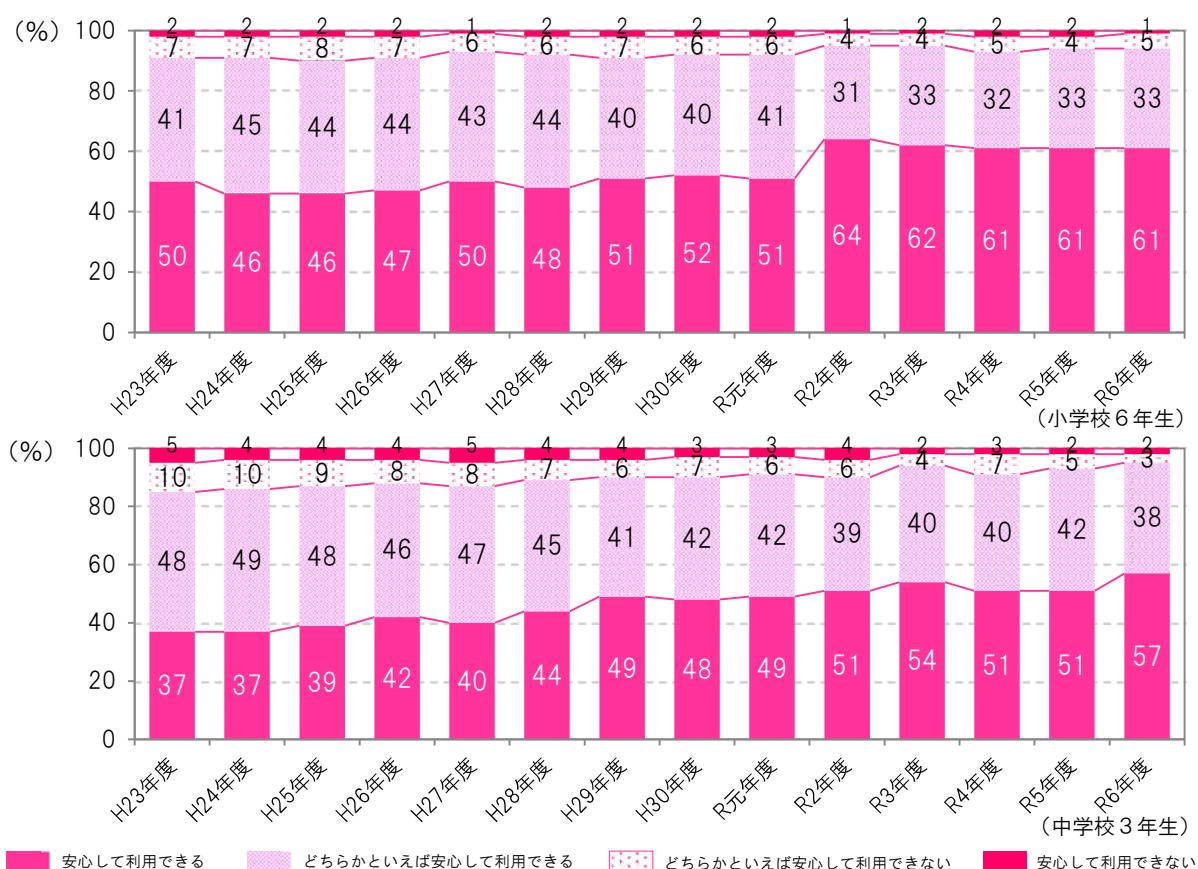
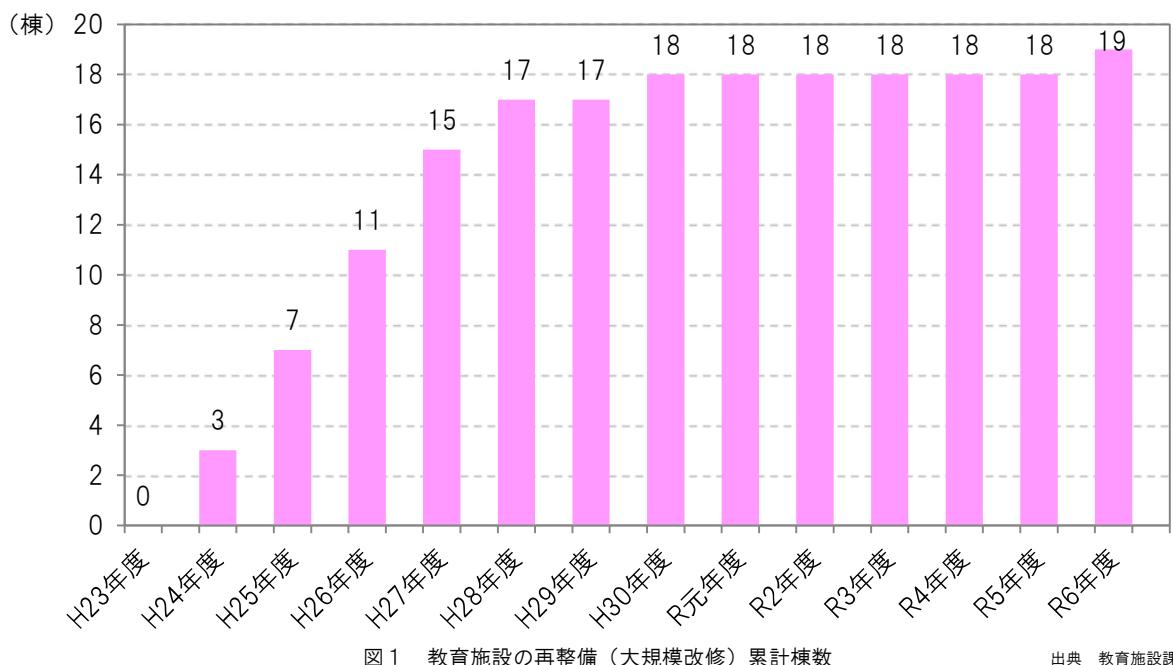


図2 教室や体育館、運動場の施設を安心して利用できると思う割合

出典 茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査

第2部 基本方針別の施策

基本方針3 「教育活動を効果的に進める教育行政の充実」の施策

2) 施策の方向

教育施設の再整備（重点施策）

耐用年数をむかえる学校施設及び社会教育施設の建て替えや長寿命化を進めます。建て替えや長寿命化などにあたっては、本計画の基本理念を反映し、ユニバーサルデザイン³⁸⁾に配慮した施設づくりを進めるとともに、教育施設の複合化など教育施設が地域の交流や学びの拠点となる施設づくりを検討します。

また、市民に愛される教育施設を目指し、地域住民参加による施設づくりを進めます。

計画的な教育施設の維持保全

安全・安心で快適な教育環境の確保に向けて、教育施設の維持管理・点検などにより不具合箇所を早期に発見し、必要な修繕を計画的に行います。

写 真

茅ヶ崎市は、県内 16 市の中で先駆けて、小・中学校の体育館にエアコンの整備をします。令和6（2024）年度は、全中学校の体育館にエアコンの整備と災害時にエアコンや照明を使用するための発電機を整備しました。令和7（2024）年度から令和8（2026）年度にかけて、全小学校の体育館に整備します。

| 課題 |

近年の気候変動の影響から、授業や体育館で行う各種行事の熱中症対策として、エアコンの整備は、教育環境整備において喫緊の課題でした。また、災害時の避難所施設となる小・中学校の体育館は、停電時でもエアコンや照明が使用できるよう発電機を整備する必要がありました。

学びあい 育ちあい 支えあう ちがさきの教育

気候変動対策、災害避難所…

総合的に学校・地域を 支える学校体育館整備

| 設置工事の実施 |

令和6（2024）年度中に全ての中学校体育館にエアコンと発電機の設置工事が完了し、中学校では快適な環境で、体育の授業や、部活動、学校行事を生き生きと行う生徒の姿が見られました。

また、災害時に発電機を迅速に稼働させるため、市長部局の防災対策課と連携し、維持管理と発電機の操作方法等の情報共有に努めました。

このように、今後の「ちがさきの教育」としての学校施設の整備は、教育環境の向上と避難所機能の強化のように、総合的・複合的な機能の強化に取り組んでいきます。

3) 市長部局との連携

ユニバーサルデザイン³⁸⁾に配慮した施設づくりと施設の複合化

教育施設の建て替えや長寿命化などにあたっては、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想に基づき、ユニバーサルデザイン³⁸⁾に配慮した教育施設づくりを進めます。

また、施設の複合化にあたっては市長部局所管の施設との複合化も検討します。

4) 政策の効果を確認する指標

教育施設の改修等の進捗や児童・生徒の教育施設に関する意識を、次の項目を用いて把握し、政策の効果を検証します。

政策実施の効果を中長期的な指標の推移から捉えるとともに、検証に必要な資料を収集・活用し、多面的な考察を行います。

指標	根拠資料
教室や体育館、運動場の施設を安心して利用できると思う割合（%）	茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査
教育施設の再整備（大規模改修）の累計棟数（棟）	教育施設課調べ

第2部 基本方針別の施策

基本方針3 「教育活動を効果的に進める教育行政の充実」の施策

政策7 子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備

政策7では基本方針3を踏まえ、学校給食、健康管理、保健衛生及び就学支援などに関する施策を推進します。

1) 現況

学校給食については、小学校全校に自校式による学校給食調理場の整備が完了し、温かい学校給食を提供するほか、栄養管理とアレルギーへの対応を行うとともに、給食により等で意識啓発を行うなど食育に関する取り組みを推進しています。また、中学校給食は、令和6（2024）年度に第1期として6校、令和7（2025）年度に第2期として7校で導入し、全校で選択制デリバリー給食が開始されました。

さらに経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し就学支援を行うほか、通学路などの安全対策や地域の方による登下校の見守り活動を支援しています。

表1に示すとおり、文部科学省が定めている学校給食摂取基準⁵¹⁾に対して、児童・生徒の推定摂取量は、概ね充足しています。

図1の地域の大人に見守られていると思う児童・生徒の割合と、図2の登下校中の通学路が安全だと思う割合は、横ばいに推移しています。

表1 学校給食摂取基準に対する児童・生徒の推定摂取量

区分	単位	学校給食摂取基準 児童(8~9歳)の場合 (R3時点)	令和6年度		学校給食摂取基準 生徒(12~14歳)の場合 (R3時点)	令和6年度	
			提供栄養量 (平均)	推定摂取量		提供栄養量 (平均)	推定摂取量
エネルギー	kcal	650	618	572	830	829	813
たんぱく質	g	26	24.5	22.6	35	29.8	29.2
脂質	g	21	20.7	19.1	28	26.1	25.7
食塩	g	2	2.2	2.1	2.5	2.6	2.5
カルシウム	mg	350	330	299	450	349	345
マグネシウム	mg	50	87	84	120	115	112
鉄	mg	2.6	2.6	2.4	4.5	3.5	3.3
亜鉛	mg	2	3.2	2.9	3	4.0	3.9
ビタミンA（レチノール活性当量）	μg RAE	200	256	234	300	329	323
ビタミンB1	mg	0.4	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6
ビタミンB2	mg	0.4	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6
ビタミンC	mg	25	26	24	35	44	43
食物繊維	g	5	7	6	7	7	7

出典 学務課

第2部 基本方針別の施策

基本方針3 「教育活動を効果的に進める教育行政の充実」の施策

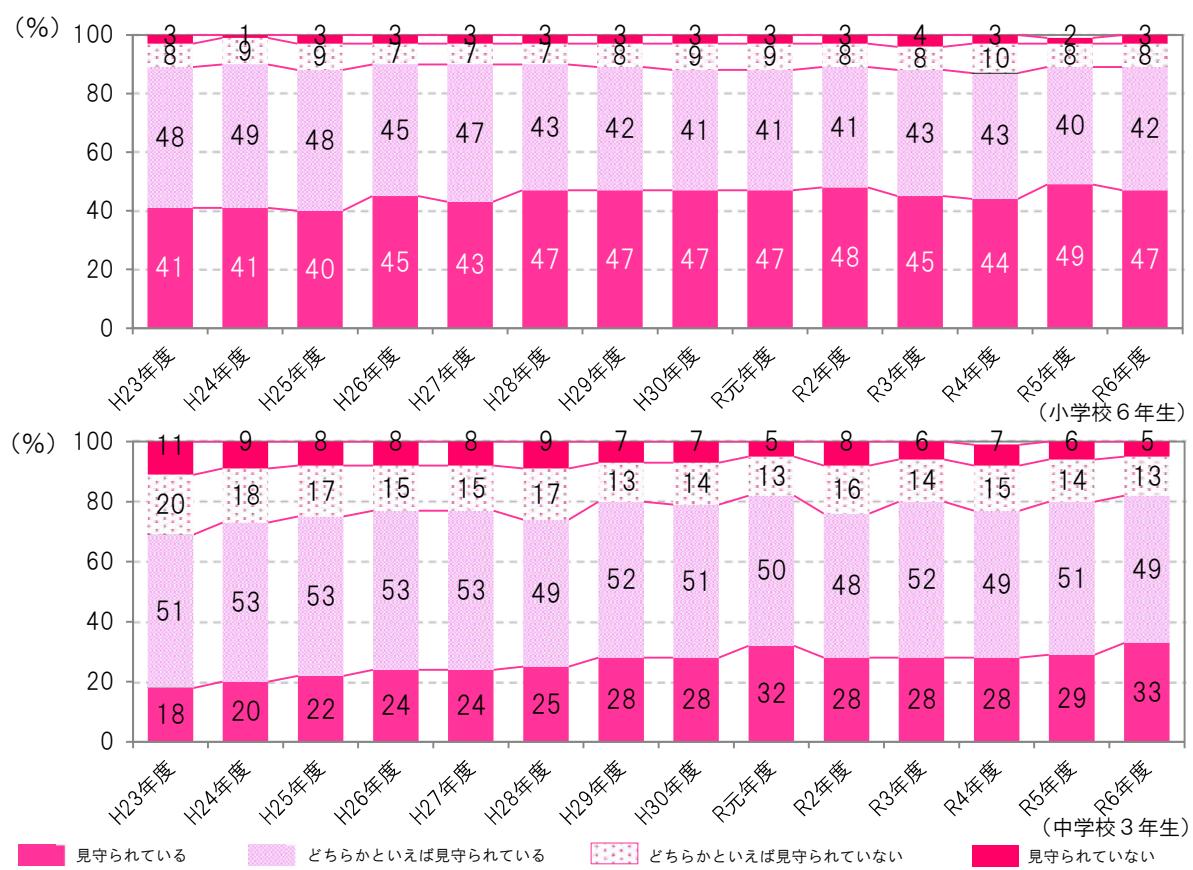


図1 地域の大人に見守られていると思う割合

出典 茅ヶ崎市立児童生徒意識調査

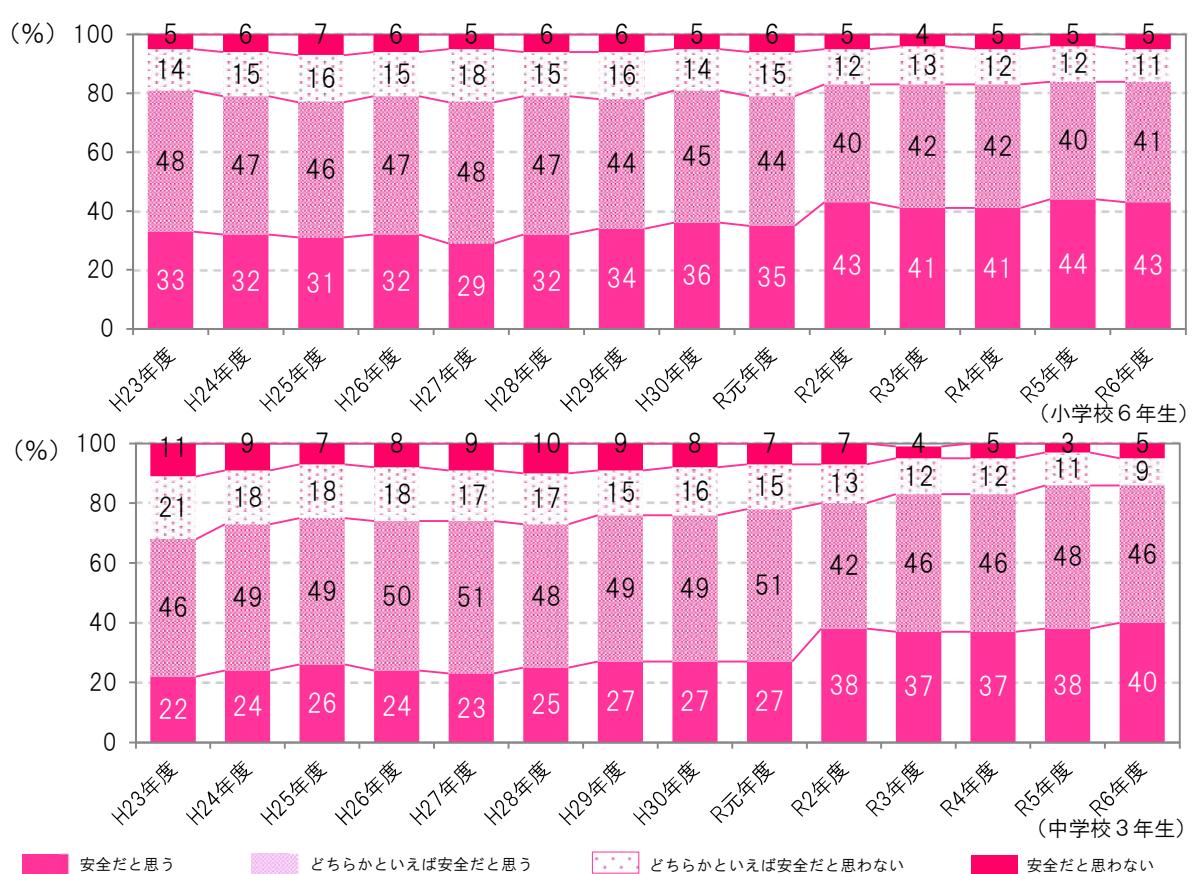


図2 いつも登下校している通学路が安全だと思う割合

出典 茅ヶ崎市立児童生徒意識調査

第2部 基本方針別の施策

基本方針3 「教育活動を効果的に進める教育行政の充実」の施策

2) 施策

栄養バランスのとれた学校給食の提供と食育の推進

食の安全や栄養バランスに配慮した質の高い学校給食を提供するとともに、地産地消や食の大切さを伝える食育を推進します。

児童・生徒の就学支援

児童・生徒の転入学に係る事務を適正に進めます。また、経済的理由により、就学困難な児童・生徒に係る就学援助を行います。

児童・生徒の健康管理の推進と子どもを取り巻く環境の安全対策（重点施策）

児童・生徒の健康管理や保健衛生に係る事務を行います。また、学校生活における事故対策や有害情報の監視を進めます。警察、道路管理者³⁹⁾及び地域と連携し、通学路の安全対策を進めるとともに、見守り活動を支援します。

気候変動の影響による熱中症や様々な感染症への対策など、生活環境の変化を捉えた総合的な安全対策に取り組みます。

写 真

学びあい 育ちあい 支えあう ちがさきの教育

給食は、育ちを支える

学びの場。

～中学校給食スタート～

茅ヶ崎市立中学校は、これまで家庭弁当による昼食でしたが、令和6（2024）年度に6校、令和7（2025）年度に7校の中学校で、選択制デリバリー方式の給食を開始しました。

| 課題 |

朝食の欠食や過度な間食など子どもたちを取り巻く食生活の乱れに対応するとともに、共働きなどのライフスタイルの変化による保護者の負担を軽減するため、中学校給食を早急に実施する必要がありました。

| 茅ヶ崎市立中学校 |

給食で使用する野菜は、季節に応じて様々な産地のものを使用していますが、特定の日には、茅ヶ崎市立中学校として、茅ヶ崎の農家の協力のもと、茅ヶ崎産の野菜の使用に取り組んでいます。これまでにカブやタマネギ、ジャガイモを使用し、当日は生徒に配布する資料で生産者を紹介し、地域を知る機会となっています。

このように「ちがさきの教育」として、中学校給食実施にあたり、茅ヶ崎市立中学校で取り組んでいます。

3) 市長部局との連携

通学路の交通安全対策と防犯対策の推進

くらし安心部や建設部と連携し、通学路の安全点検やカーブミラー・防犯灯などの設置・更新など、通学路の安全性の向上のための取り組みを推進します。

子どもの未来応援対策の推進

生まれ育った環境によって左右されることなく全ての子どもが夢と希望を持てる社会の実現を目指し、こども育成部と連携して子育て等に関する相談、学習支援及び経済的支援など総合的な支援等を通じて、子どもの未来応援に関する取り組みを推進します。

4) 政策の効果を確認する指標

児童・生徒が、学校施設や通学路が安全であると感じているか、毎日の食事が十分に摂れているなどを、次の項目を用いて把握し、政策の効果を検証します。

政策実施の効果を中長期的な指標の推移から捉えるとともに、検証に必要な資料を収集・活用し、多面的な考察を行います。

指標	根拠資料
学校給食摂取基準に対する児童・生徒の推定摂取量	学務課調べ
地域の大人に見守られていると思う割合 (%)	茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査
いつも登下校している通学路が安全だと思う割合 (%)	
学校内・登下校時の事故報告件数 (件)	学務課調べ

第3部

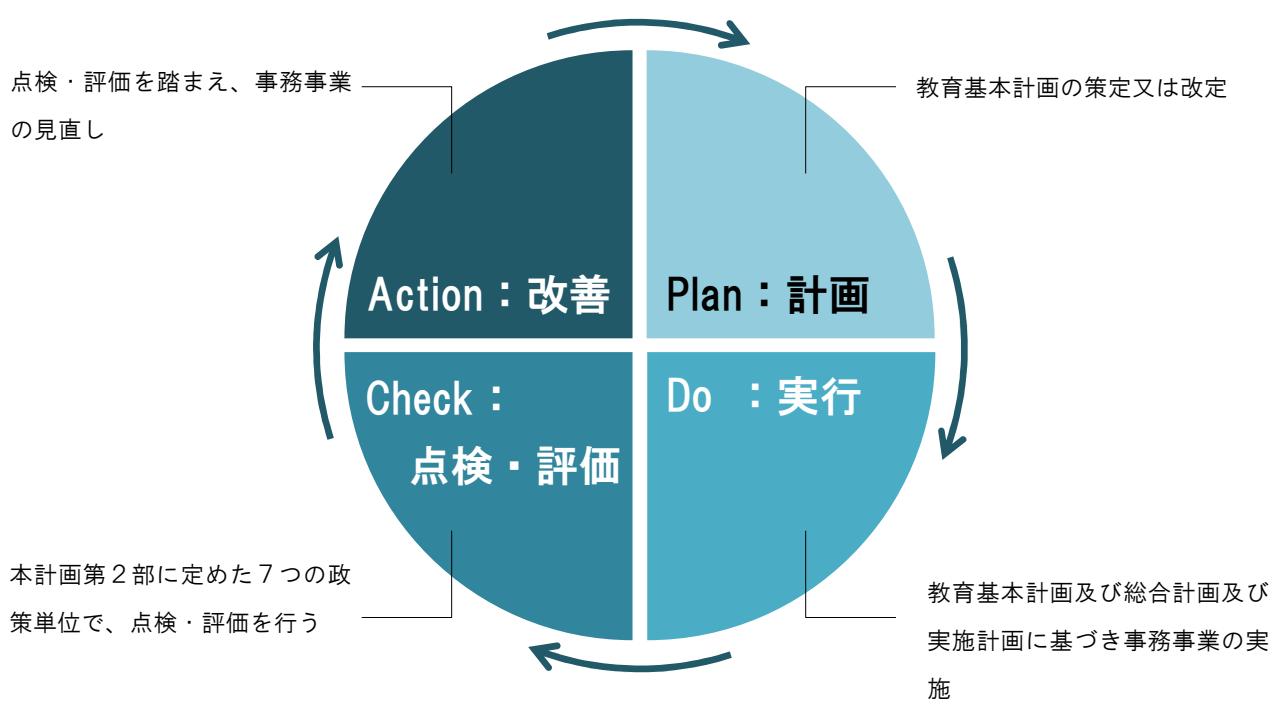
計画の進行管理

3-1 進行管理

本計画の進行管理は、毎年度実施する点検・評価と一体的に実施します。また、実施にあたっては、学識経験者の知見を活用します。

計画の進行管理と一体的に行う点検・評価の結果は、次期計画の策定に関する検討につなげていきます。

なお、進行管理は1)～3)の視点を踏まえて行います。



教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価とは

教育委員会は毎年、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条により、その権限に属する教育行政事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務づけられています。

1) 進行管理の対象について

事業実施の効果は、単一の事業で表れるものではなく、複数の事業が関係して表れます。それを踏まえると、政策の評価は事業の単位で見るのでなく、政策の単位で進行管理をすることが適切であると考えます。

そこで、本計画の進行管理及び点検・評価は、「点検」と「評価」に分けて行います。「点検」は、施策に基づき定めた事業を着実に実施したかを点検します。「評価」は、政策単位で実施しますが、1年間で実施した事業の内容と指標の推移から、政策の効果を分析・考察します。併せて、市長部局と連携する施策の進捗を、中間見直し及び次期計画策定の時点で確認します。

市長部局の連携一覧

	○様々な資源と分野を学ぶ機会の創出 教科学習や総合的な学習の時間などで活用できる教育資源（ひと・もの・こと）を提供し、児童・生徒が環境、福祉、都市計画、芸術、スポーツ、経済、防災、防犯などを学ぶ機会を創出します。
政策1	○地域とともにある学校づくり 地域住民や市長部局と学校運営の方向性等を共有し、授業づくりや学校運営など学校の教育活動を支援します。
政策2	○地域の教育資源や市長部局と連携した事例を学ぶ機会の創出 教職員向けに地域の人材、歴史、まちづくり及び市長部局と連携した学習事例を学ぶ機会を提供し、地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活用した教育活動を促進します。
政策3	○他分野と連携した楽しく創造性のある社会教育講座の実施 人口特性、都市構造及び地域活動など様々な視点から地域の状況を把握し、文化、環境、都市計画など他分野の職員との意見交換や連携した講座等を企画するなど、楽しく創造性のある社会教育講座をより一層充実します。
政策4	○博物館内にとどまらない博物館活動の展開 博物館のデジタルアーカイブへの資料掲載にあたっては、図書館のみならず、美術館や文化推進課市史編さん担当といった市長部局が有する資料の掲載も協力・連携して進め、デジタルアーカイブを活用した教育活動を展開します。
政策5	○都市資源に関する情報の収集と活用 ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業を通じて、歴史、文化、自然、産業、人材等の都市資源に関する情報を収集し、まちづくり、観光などの施策に活用するために情報を共有します。また、市長部局と連携して都市資源を学ぶ機会を提供します。
政策6	○市長部局との連携による文化財の保護・活用 開発行為などの計画について、適切に文化財保護法に基づく手続きが行われるよう、市長部局と連携し情報共有を図り、茅ヶ崎市内に現存する埋蔵文化財が、開発行為などにより失われることを防ぎます。 また、茅ヶ崎市が所有する文化財の活用については、所管課と連携し、文化財の価値が守られるよう努めます。
政策7	○次世代育成のための情報交換や研修の実施 保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校、こども育成部など次世代育成に関係する市長部局との間の情報交換や、乳児期から学齢期まで連続した教育支援を進めるための研修や講座の実施による、切れ目のない連携に取り組みます。
	○ユニバーサルデザインに配慮した施設づくりと施設の複合化 教育施設の建て替えや長寿命化などにあたっては、茅ヶ崎市パリアフリー基本構想に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した教育施設づくりを進めます。 また、施設の複合化にあたっては市長部局所管の施設との複合化も検討します。
	○通学路の交通安全対策と防犯対策の推進 くらし安心部や建設部と連携し、通学路の安全点検やカーブミラー・防犯灯などの設置・更新など、通学路の安全性の向上のための取り組みを推進します。
	○子どもの未来応援対策の推進 生まれ育った環境によって左右されることなく全ての子どもが夢と希望を持てる社会の実現を目指し、こども育成部と連携して子育て等に関する相談、学習支援及び経済的支援など総合的な支援等を通じて、子どもの未来応援に関する取り組みを推進します。

2) 指標について

前計画では、事業ごとに定めた指標の達成度を、「A～E、Z、実績なし」と評価区分を設定し、評価しました。しかし、事業の指標は、政策の効果の一面を表すものであり、政策全体の効果を表す絶対的な評価基準ではないと考えます。

そこで本計画の政策ごとに位置付けた指標は、政策の効果を考察する基礎資料とし、意識調査などの定性的なデータと、参加者数や施設整備の進捗など定量的なデータの推移を継続的に捉えていくものとします。

なお、計画に位置付けた指標以外に、点検・評価にあたり必要な資料については収集し、点検・評価に活用します。また、収集した資料は、計画の見直しや次期計画の策定の際に、指標として追加するか検討します。

3) 政策の効果検証について

教育政策は、短期的に効果が表れるものでなく、徐々に効果が表れます。例えば、本計画で指標として用いている「茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査」からも、徐々に指標の値が変化していることから、政策実施の効果は中長期的な期間で表れるものと考えられます。

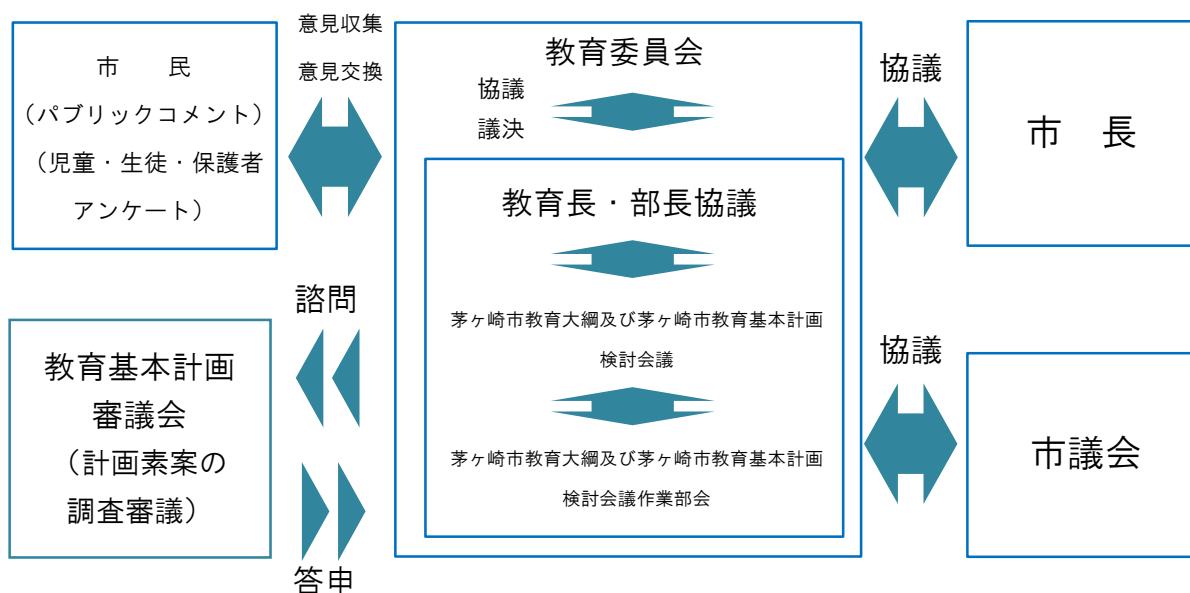
それを踏まえ、実際に行った施策の内容、過去数年間の指標の値などから評価を行い、政策の効果や改善点等を検証します。

資料編

1 改定体制

本計画の改定体制は次のとおりです。計画の素案作成は、茅ヶ崎市教育大綱及び茅ヶ崎市教育基本計画検討会議及び作業部会で行い、教育委員会内部で協議を行うとともに、検討会議及び作業部会で作成した計画素案を教育基本計画審議会で調査審議しました。また、児童・生徒・保護者アンケートやパブリックコメントにて、市民の意見等を反映し、本計画を策定しました。

＜本計画の策定体制＞



1) 茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則

平成 20 年 3 月 19 日
教育委員会規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例(平成 10 年茅ヶ崎市条例第 44 号)に基づき設置された茅ヶ崎市教育基本計画審議会(以下「審議会」という。)の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、茅ヶ崎市の教育に関する基本計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする。

(平 23 教委規則 3・一部改正)

(委員)

第 3 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 市民

(2) 市の区域内の公共的団体等の代表者

(3) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 6 条 審議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(平 22 教委規則 3・令 3 教委規則 2・一部改正)

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年教委規則第 3 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年教委規則第 3 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年教委規則第 2 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2) 茅ヶ崎市教育基本計画審議会委員

令和 6 年 5 月 12 日～令和 8 年 5 月 11 日（予定）

（敬称略、順不同）

選出の区分	氏 名	所属団体の名称及びその役職の名称又は選任の方法
市 民	塙本 悠	公募
市 民	三末 佳子	公募
市の区域内の公共的 団体等の代表者	城田 穎行 (令和 6 年 6 月から)	茅ヶ崎市青少年育成推進連絡会議
市の区域内の公共的 団体等の代表者	鈴木 葉子	茅ヶ崎市公民館運営審議会委員連絡協議会
市の区域内の公共的 団体等の代表者	山本 哲史	西浜小学校校長
市の区域内の公共的 団体等の代表者	佐藤 洋	西浜中学校校長
学識経験を有する者	笠原 陽子	玉川大学教師教育リサーチセンター 独立行政法人 教職員支援機構 玉川大学センター担当 客員教授
学識経験を有する者	宮瀧 交二	大東文化大学教授
学識経験を有する者	久保内 加菜	鎌倉女子大学教授

3) 茅ヶ崎市教育大綱及び茅ヶ崎市教育基本計画検討会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市教育大綱（以下「大綱」という。）及び茅ヶ崎市教育基本計画（以下「基本計画」という。）の策定等について、必要な事項を検討することを目的として茅ヶ崎市教育大綱及び茅ヶ崎市教育基本計画検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 大綱の策定等に関すること。
- (2) 基本計画の策定等に関すること。
- (3) その他大綱及び基本計画策定等に必要な事項の検討に関すること。

(組織)

第3条 会議は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、教育総務部長を、副会長は、教育総務部教育総務課長をもって充てる。
- 3 会員は、市立の小学校及び中学校の教頭の代表者並びに別表に掲げる組織に属する課長及び担当課長の職にある者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、会議の会務を総理し、会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 会長は、会員が会議に欠席する場合には、当該会員の代理者の出席を求めることができる。

(作業部会)

第6条 会議の所掌事項について資料収集及び分析等を行い、会議の討議に資するため、会議に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、部会長、部副会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長には、教育総務部教育総務課長を、部副会長には、教育総務部教育総務課の主幹、課長補佐又は担当主査の職にある者を、部会員には、別表に掲げる組織に属する主幹、課長補佐又は担当主査の職にある者をもって充てる。
- 4 前項に掲げる者のほか、必要に応じて関係職員を臨時の委員に充てることができる。

(意見聴取等)

第7条 会長は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(報告)

第8条 会長は、会議の結果を教育長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 会議及び作業部会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮つて定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月15日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

教育総務部教育施設課 教育総務部学務課 教育総務部学校教育指導課 教育総務部教育センター 教育推進部社会教育課 教育推進部青少年課 教育推進部図書館 企画政策部総合政策課 こども育成部こども政策課

4) 教育委員会定例会

開催年月日	議 案
令和6年12月26日	教委議案第69号 茅ヶ崎市教育基本計画の中間見直しの諮問について

改定経過を掲載予定

5) 茅ヶ崎市教育基本計画審議会 経過

開催年月日	報告又は審議の内容
令和6年10月23日	議題 教育基本計画中間見直しの考え方及びスケジュールについて
令和7年2月3日	諮詢 茅ヶ崎市教育基本計画の中間見直しについて 議題 茅ヶ崎市教育基本計画の中間見直しについて
令和7年5月21日	議題 茅ヶ崎市教育基本計画 令和8年度改定版（素案の案）について
令和7年8月1日	議題 茅ヶ崎市教育基本計画 令和8年度改定版（素案の案）について
令和7年8月29日	議題 茅ヶ崎市教育基本計画 令和8年度改定版（素案の案）について
改定経過を掲載予定	

6) 茅ヶ崎市教育大綱及び茅ヶ崎市教育基本計画検討会議 経過（教育委員会）

開催年月日	議題
令和6年10月9日	議題 教育基本計画中間見直しの考え方及びスケジュールについて 教育基本計画中間見直しに係る検討について
令和6年11月26日	議題 教育基本計画中間見直しについて
令和7年3月25日	議題 茅ヶ崎市教育基本計画 令和8年度改定版（素案の案）について
令和7年7月1日	議題 茅ヶ崎市教育基本計画 令和8年度改定版（素案の案）について

7) 茅ヶ崎市教育大綱及び茅ヶ崎市教育基本計画検討会議作業部会 経過（教育委員会）

開催年月日	議題
令和6年10月30日	議題 教育基本計画中間見直しの考え方及びスケジュールについて 教育基本計画中間見直しに係る検討について
令和7年6月13日	議題 令和8年度改定版策定に係る全体スケジュールについて 茅ヶ崎市教育基本計画 令和8年度改定版（素案の案）について

2 児童・生徒・保護者アンケート

教育の当事者である児童・生徒や、保護者の皆様の多様な意見を参考とするため、アンケートを実施し、回答をいただきました。

アンケート
結果▶



1 対象

- (ア) 茅ヶ崎市立小学校 19 校 小学校 6 年生及び保護者
- (イ) 茅ヶ崎市立中学校 13 校 中学校 3 年生及び保護者

2 調査方法

- (ア) 児童・生徒は、令和 7 年度茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査時に同時実施（各学校で 1 人 1 台端末を用いて回答）
- (イ) 保護者は、ウェブアンケート方式で実施

3 設問内容

- (ア) 魅力的な学校、望ましい地域環境、地域への愛着について、家庭との関わりなど、設問数は小学校 6 年生及び中学校 3 年生が 8 問、保護者 12 問
- (イ) 全設問の回答結果は、市ホームページにて公表

4 調査実施日と回答数

- (ア) 小学校 6 年生及び中学校 3 年生
令和 7 年 6 月 2 日（月）～ 令和 7 年 6 月 20 日（金）
児童・生徒回答総数 3,723 件
(児童回答数：1,976 件 生徒回答数：1,747 件)
- (イ) 各保護者
令和 7 年 6 月 2 日（月）～ 令和 7 年 6 月 22 日（日）
保護者回答総数 1,553 件
(小学校 6 年生児童保護者回答数：810 件 中学校 3 年生生徒保護者回答数：743 件)

5 回答結果（一部抜粋）

（ア）魅力的な学校について

・「友だちや仲間と分かりあえる関係がつくれる学校」が児童・生徒、保護者ともに1位、「授業がわかりやすくて楽しい学校／分かりやすい授業や楽しい授業を受けられる学校」が2位、「いじめや差別のない学校」が3位となっています。

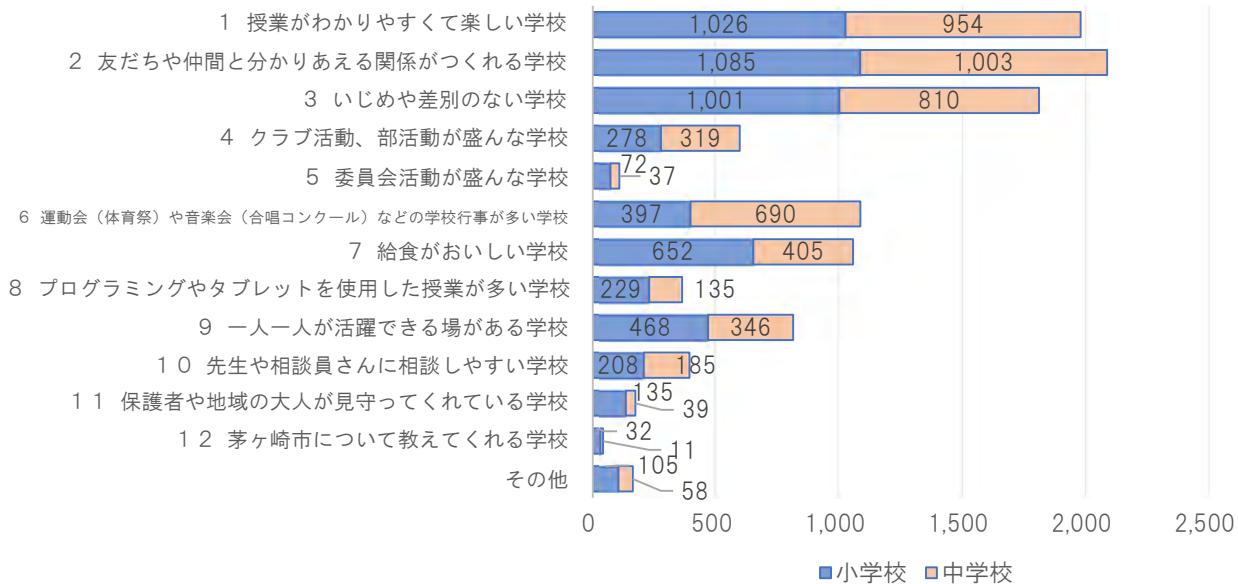


図1 （児童・生徒）あなたは、どのような学校がいいと思いますか？（3つまで）

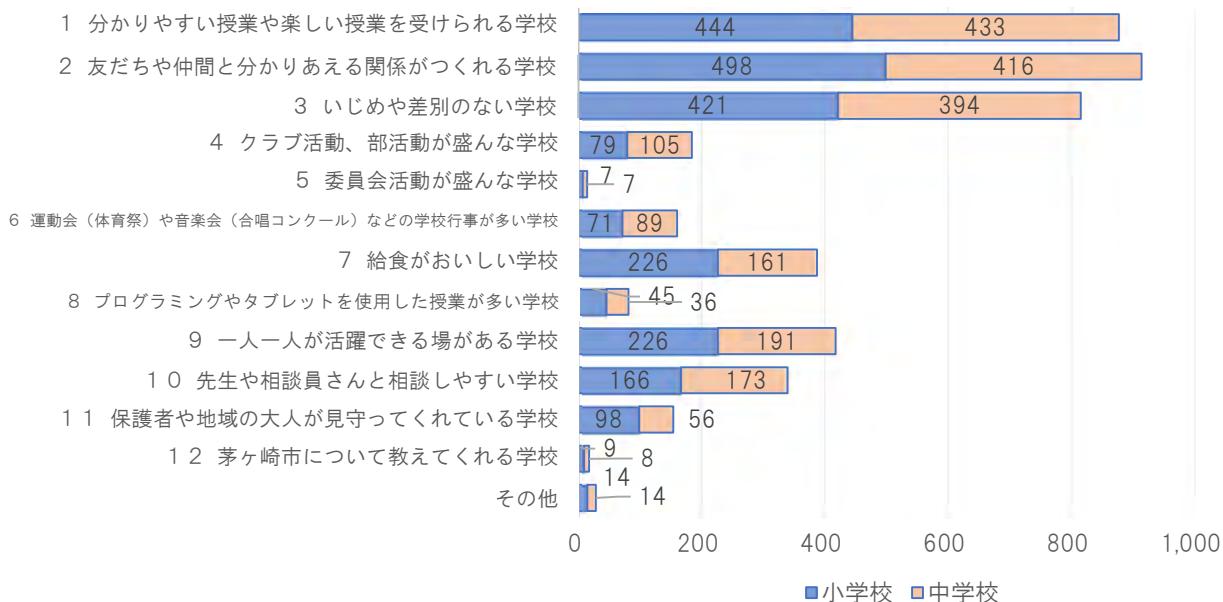


図2 （保護者）あなたは、どのような学校に魅力を感じますか？（3つまで）

(イ) 望ましい地域環境について

・「学校に安全に行けて、安心して生活できる／安全な通学路と生活環境が整備された地域」が児童・生徒、保護者ともに1位、「公園など、遊べる場所がある／公園等の遊び場が充実している地域」が2位となっています。保護者は、「図書館・博物館・公民館等の文化施設が充実している地域」が3位となっています。

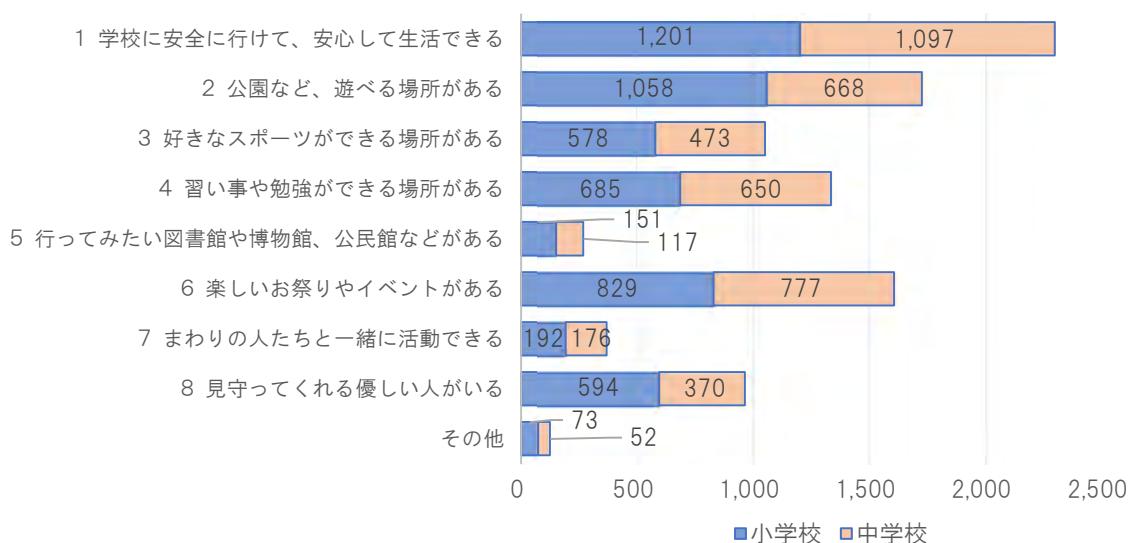


図3 (児童・生徒) あなたは、今住んでいる所がどのような場所だといいと思いますか？(3つまで)

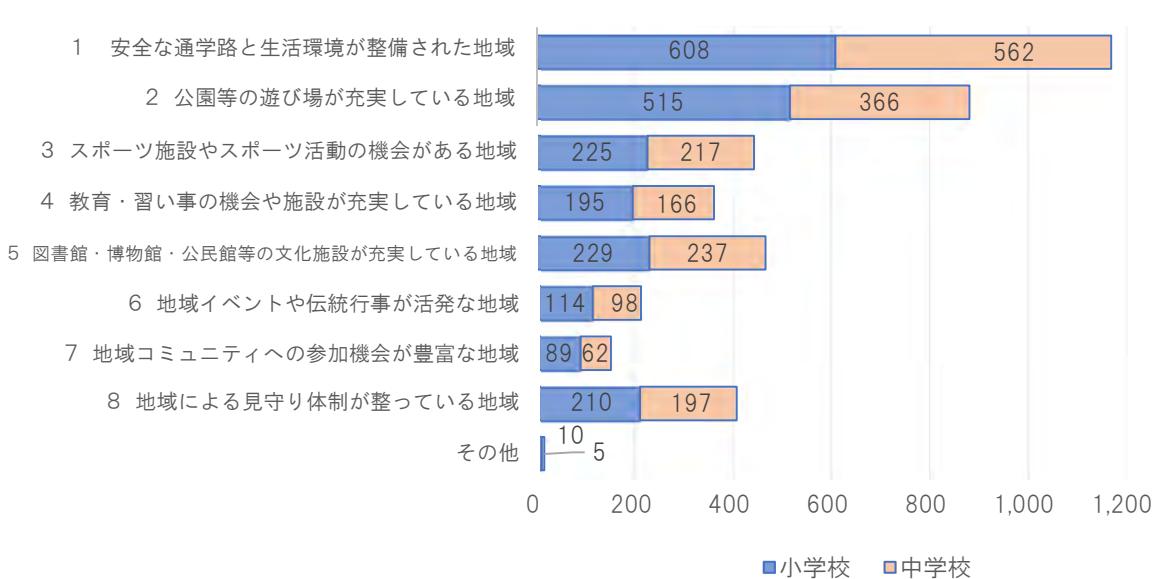


図4 (保護者) あなたは、どのような地域環境が望ましいとお考えですか？(3つまで)

(ウ) 地域への愛着について

- 茅ヶ崎市に住み続けたい（住み続けてもらいたい）と「思う」「どちらかといえば思う」が、小学校の児童、保護者はともに7割以上、中学校の生徒、保護者はともに6割以上となっています。

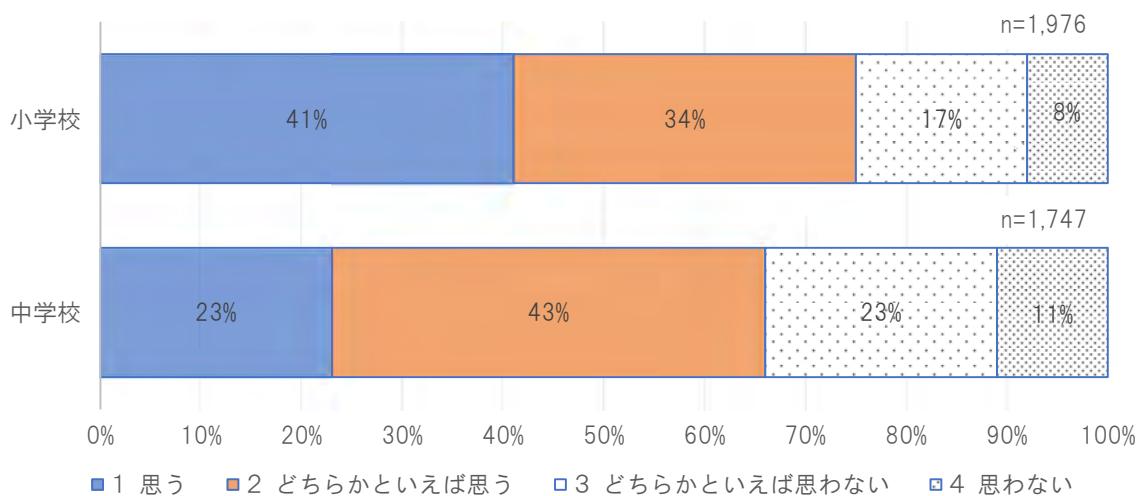


図5 (児童・生徒) あなたは、大人になっても茅ヶ崎市や今住んでいる地域に住み続けたいと思いますか？

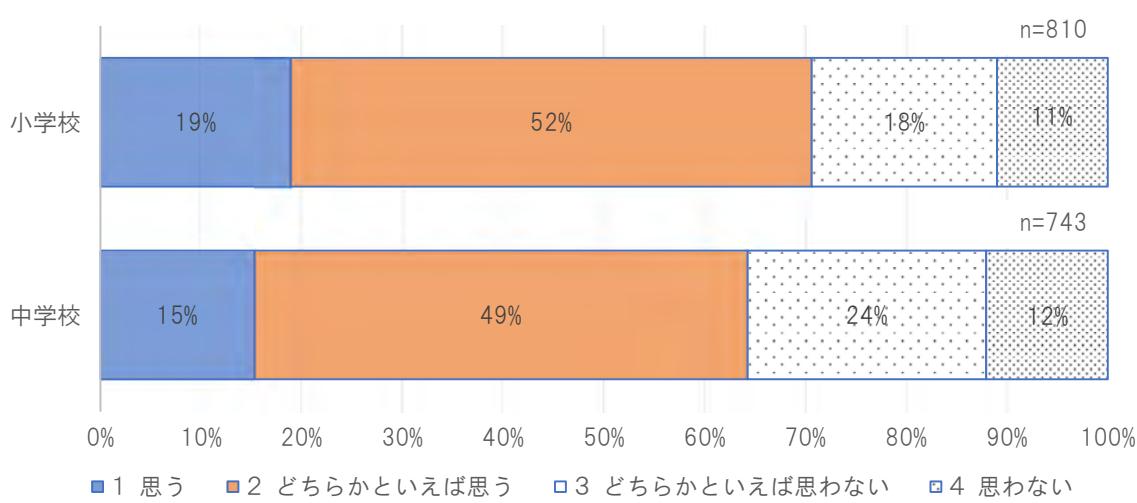


図6 (保護者) あなたは、将来、お子さんに茅ヶ崎市に住み続けてもらいたいと思いますか？

(工) 家庭との関わりについて

・「よく話している」「どちらかといえば話している」が、児童・生徒、保護者ともに8割以上となっています。

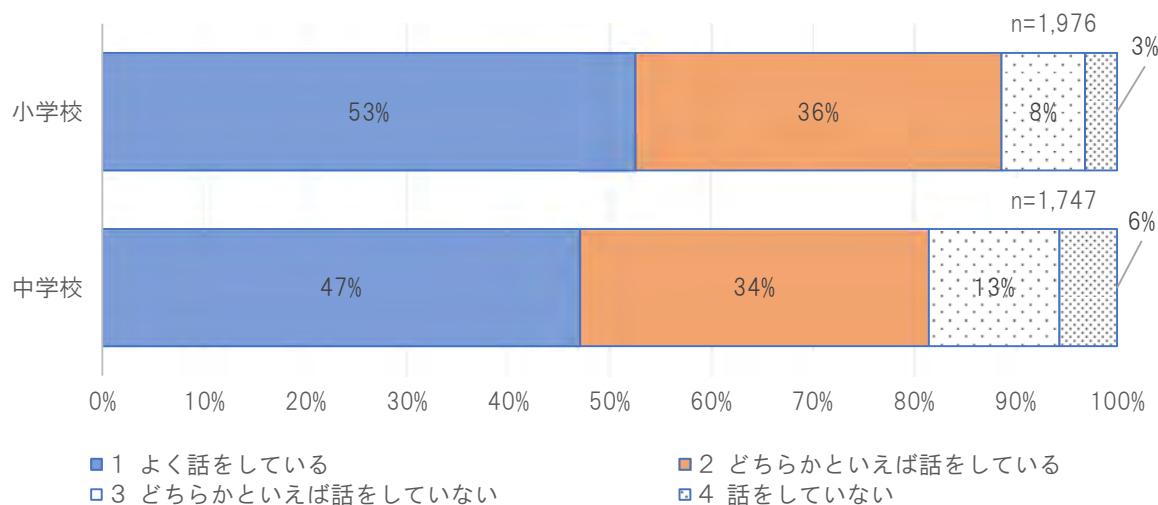


図7 (児童・生徒) あなたは、学校での出来事を保護者と話していますか？

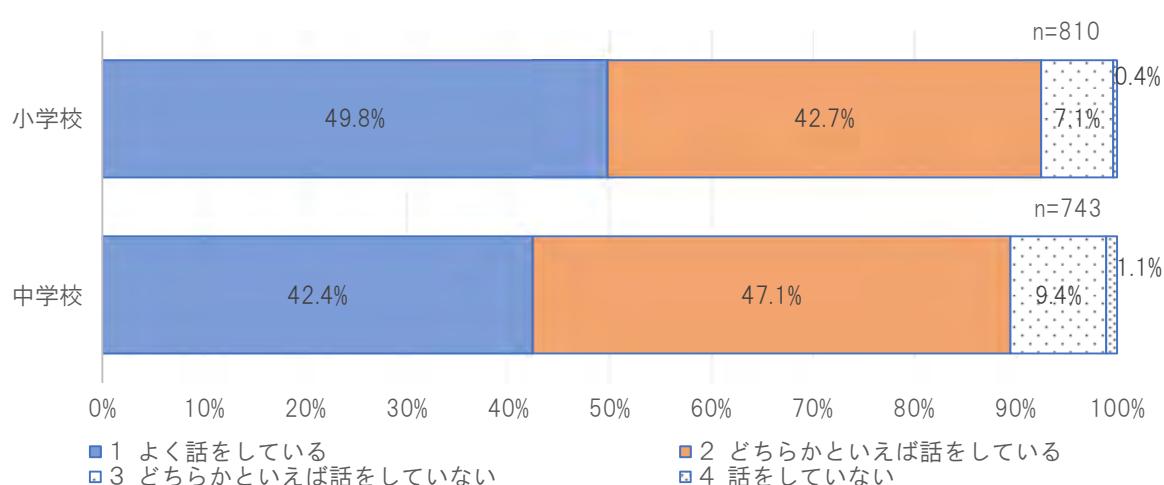


図8 (保護者) あなたは、家族と学校の事を話していますか？

3 パブリックコメント実施結果

1 募集期間 令和●年●月●日 (●) ~ 令和●年●月●日 (●)

2 意見の件数 ●●件

3 意見提出者数 ●●人

4 内容別の意見件数

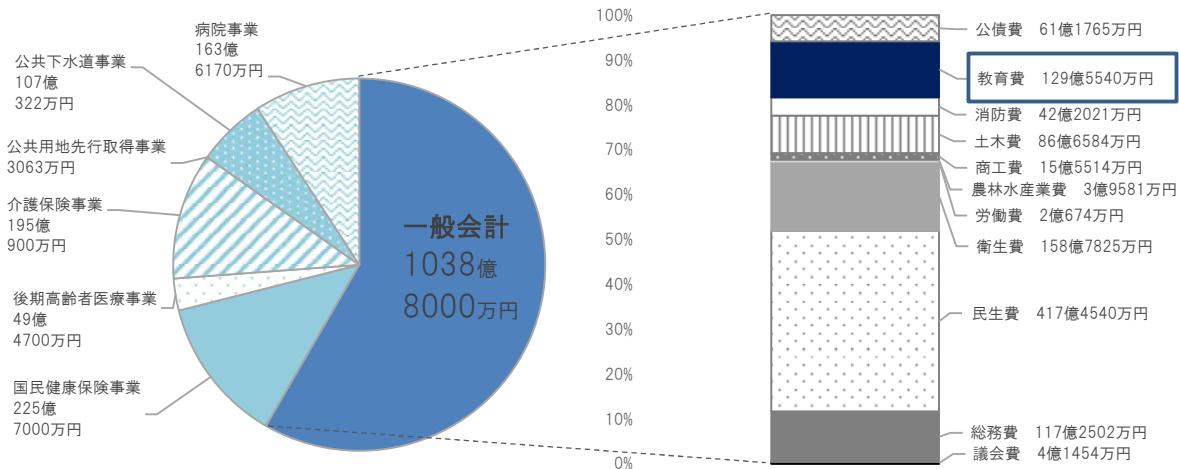
※	項目	件数	※	項目	件数
パブリックコメント結果を掲載予定					

4 茅ヶ崎市の教育に関する基礎データ

1) 令和7（2025）年度当初予算概要

茅ヶ崎市の当初予算に占める一般会計の割合は約 58.4%、一般会計に占める教育費の割合は約 12.5%となっています。

令和7
(2025) 年度
当初予算書
及び予算説
明書

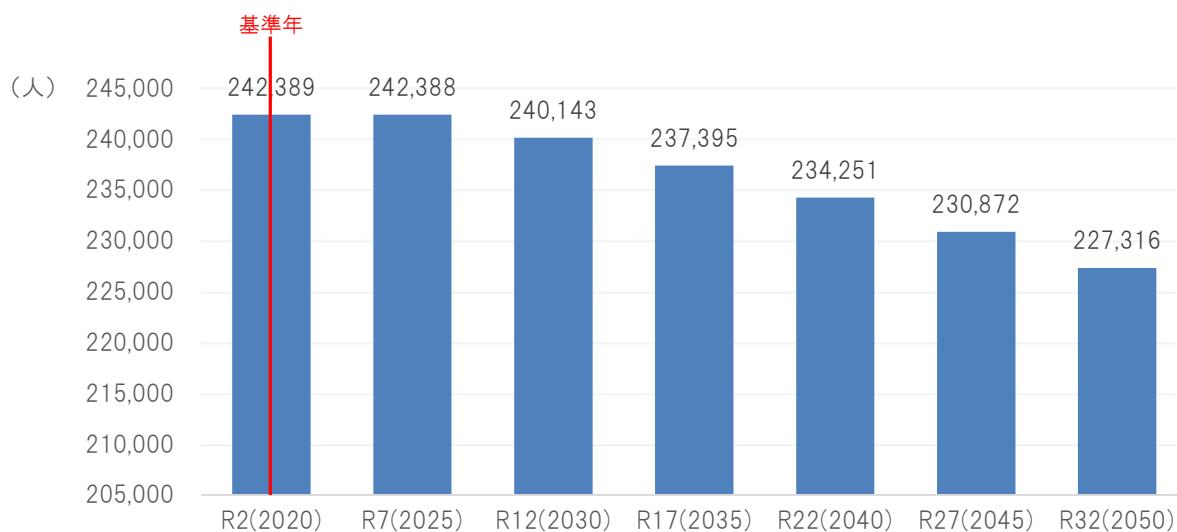


出典 令和7年度予算書及び予算説明書をもとに作成

2) 将来人口の推移

令和2（2020）年の国勢調査を基に、令和32（2050）年までの5年ごと30年間について推計したものです、令和2（2020）年から緩やかに減少する見込みとなっています。

日本の地域別将来人口
令和5（2023）年
推計



出典 国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）（茅ヶ崎市）をもとに作成

3) 市内小・中学校の概況

茅ヶ崎市には、19の市立小学校と、13の市立中学校があります。児童生徒数及び学級数は、特別支援学級の児童生徒数及び学級数を含みます。

小・中学校児童生徒数及び学級数▶



区分	総数	小学校	中学校
学校数	32	19	13
特別支援学級設置校数	23	14	9
児童生徒数	18,403	12,370	6,033
学級数	650	455	195

出典 令和7年度 小中学校児童生徒数 及び学級数（令和7年5月1日）をもとに作成

4) 市内小・中学校の一覧

茅ヶ崎市立
小学校・中学校ホームページ▶



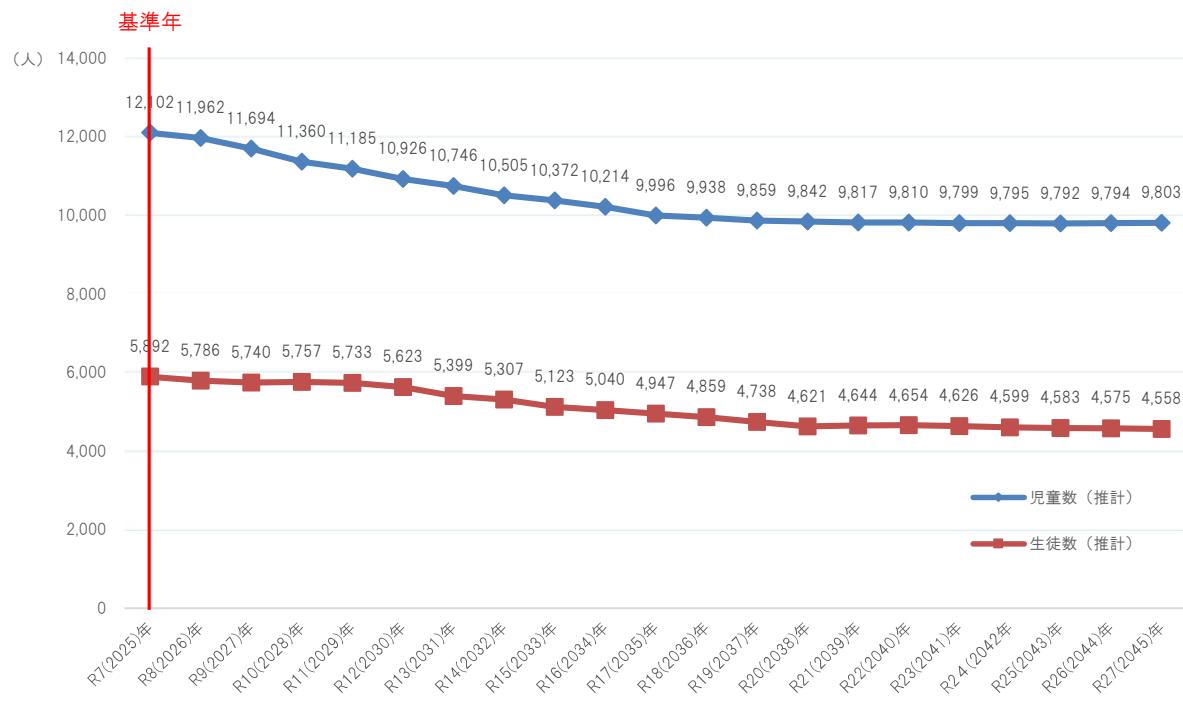
小学校名	住所
茅ヶ崎小学校	共恵1-10-23
鶴嶺小学校	浜之郷477
松林小学校	菱沼1-1-1
西浜小学校	南湖6-5-8
小出小学校	芹沢944
松浪小学校	松浪1-1-61
梅田小学校	茅ヶ崎1-6-1
香川小学校	香川1-33-1
浜須賀小学校	白浜町3-1
鶴が台小学校	鶴が台12-1
柳島小学校	柳島1594
小和田小学校	小和田3-10-1
円蔵小学校	円蔵1-13-1
今宿小学校	今宿192
室田小学校	室田1-1-1
東海岸小学校	東海岸南4-10-1
浜之郷小学校	浜之郷90
緑が浜小学校	緑が浜1-1
汐見台小学校	汐見台3-11

中学校名	住所
第一中学校	東海岸南4-10-1
鶴嶺中学校	浜之郷500
松林中学校	室田3-1-1
西浜中学校	南湖6-15-3
松浪中学校	松浪2-6-47
梅田中学校	十間坂3-6-25
鶴が台中学校	鶴が台2-7
浜須賀中学校	松が丘2-8-54
北陽中学校	下寺尾1660
中島中学校	中島1469-2
円蔵中学校	円蔵1-15-1
赤羽根中学校	赤羽根3030
萩園中学校	萩園2425

5) 児童・生徒数推計

過去5年間の未就学児童、児童及び生徒数を用いて、将来の市立小・中学校に在学する児童・生徒数を推計したものです。

児童・生徒数の推計について▶



出典 令和7年度版 児童・生徒数の推計についてをもとに作成

6) 市内教育施設

教育委員会が所管する学校施設以外の教育施設一覧です。

社会教育課
事業のまとめ▶



小和田公民館	美住町 6-20	公民館▶		茅ヶ崎市博物館 年報 2024▶	
鶴嶺公民館	萩園 2028-55				
松林公民館	室田 1-3-2				
南湖公民館	南湖 6-15-1				
香川公民館	香川 1-11-1				
青少年会館	十間坂 3-5-37	青少年会館▶		博物館▶	
茅ヶ崎公園体験学習センター（うみかぜテラス）	中海岸 3-3-9				
図書館	東海岸北 1-4-55				
図書館香川分館	香川 1-11-1	茅ヶ崎公園体験学習センター▶		旧和田家住宅	
博物館	堤 3786-1			旧三橋家住宅	
民俗資料館 旧和田家住宅	堤 3882				
民俗資料館 旧三橋家住宅	堤 4318	図書館▶		旧藤間家住宅	
民俗資料館 旧藤間家住宅	柳島 2-6-30				

7) 市内指定・登録文化財一覧

令和7（2025）年4月1日現在の指定・登録文化財になります。

指定・登録文化財一覧



国指定文化財

番号	種別	名称	指定年月日	所在地
1	史跡	旧相模川橋脚	大正15年10月20日 平成19年2月6日追	下町屋1-551-2
2	天然記念物	"	平成25年3月27日	"
3	重要文化財	宝生寺の銅造阿弥陀三尊立像	昭和34年6月27日	西久保546
4	史跡	下寺尾官衙遺跡群	平成27年3月10日 平成30年2月22日追 平成31年2月26日追	下寺尾字西方
5	史跡	下寺尾西方遺跡	平成31年2月26日 令和3年3月26日追	下寺尾字西方

5件(うち2件重複)

県指定文化財

番号	種別	名称	指定年月日	所在地
1	天然記念物	淨見寺のオハツキイチヨウ	昭和36年3月14日	堤4330
2	"	鶴嶺八幡のイチヨウ	昭和37年10月2日	浜之郷462
3	重要文化財	淨見寺の銅造弁才天坐像	昭和41年10月25日	堤4317
4	天然記念物	淨見寺の寺林	昭和42年7月21日	堤4318外
5	無形民俗文化財	茅ヶ崎海岸浜降祭	昭和53年6月23日	南湖・西浜海岸
6	史跡	堤貝塚	平成4年2月14日	堤2719-2
7	有形民俗文化財	八幡大神の庚申塔（承応3年）	平成18年2月14日	甘沼292
8	"	金山神社の庚申塔（承応4年）	"	行谷766-2
9	"	神明宮の庚申塔（明暦4年）	"	十間坂3-9-47

9件

市指定文化財

番号	種別	名称	指定年月日	所在地
1	史跡	淨見寺の大岡家一族墓所	昭和36年2月14日	堤4330
2	"	茅ヶ崎一里塚	昭和36年8月15日	元町5890
3・4	史跡・天然記念物	鶴嶺八幡宮参道及び松並木	昭和44年8月15日	浜之郷732外
5	重要文化財	輪光寺の庚申塔（寛永17年）	"	円蔵2238
6	"	民俗資料館（旧三橋家住宅）	昭和46年3月26日	堤4318
7	"	上正寺の木造聖徳太子立像	昭和49年1月23日	小和田2-12-73
8	"	上正寺の旧寛永寺石燈籠	"	"
9	"	小和田公民館の旧寛永寺石燈籠	"	美住町6-20
10	"	市役所前庭の旧寛永寺石燈籠	"	茅ヶ崎1-1-1
11	"	市役所前庭の旧寛永寺石燈籠	"	"
12	"	市役所前庭の旧寛永寺石燈籠	"	"
13	"	市役所前庭の旧寛永寺石燈籠	"	"
14	"	圓藏祭囃子	昭和50年3月24日	円蔵
15	"	柳島エンコロ節	昭和51年1月22日	柳島
16	"	南湖麦打唄	昭和54年3月31日	南湖
17	"	芹沢焼米搗唄	"	芹沢
18	"	民俗資料館（旧和田家住宅）	昭和57年7月20日	堤3882外
19	天然記念物	腰掛神社の樹叢	昭和61年2月21日	芹沢2170外
20	重要文化財	龍前院の五輪塔十基	昭和62年4月17日	浜之郷356
21	"	龍前院の庚申塔（明暦3年）	"	"
22	"	龍前院の梵鐘	"	"
23	"	上國寺の木造日蓮坐像（永正11年）	平成8年11月1日	今宿488
24	"	常願寺の木造日蓮坐像（大永7年）	"	萩園1441
25	"	信隆寺の木造日蓮坐像（永祿7年）	"	今宿841
26	"	本社宮の庚申塔（明暦2年）	"	矢畠142
27	史跡	藤間家（近世商家）屋敷跡	平成25年3月15日	柳島2-6-30
28	重要文化財	堤貝塚出土の深鉢形土器	"	堤2-2-18
29	史跡	堤貝塚	平成27年6月1日	堤字十二天1467-1
30	重要文化財	本村居村遺跡出土木簡（6点）	"	十間坂3-6-17
31	重要文化財	東川斎桂山筆 源為朝図	令和3年2月21日	萩園1719

31件(うち2件重複)

国登録有形文化財

番号	名称	指定年月日	所在地
1	茅ヶ崎館中二階棟	平成21年1月8日	中海岸3-8-5
2	茅ヶ崎館広間棟	"	"
3	藤間家住宅主屋	平成27年3月26日	柳島2-6-30
4	旧南湖院第一病舎	平成30年3月27日	南湖7-12869
5	旧水室家住宅主屋	平成30年11月2日	東海岸南3-11335-1

5 参考文献

- 1) 第4期教育振興基本計画
文部科学省：https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/index.htm
- 2) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）
文部科学省：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/
- 3) 平成29・30年改訂 学習指導要領、解説等
文部科学省：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm
- 4) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）
文部科学省：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm
- 5) 第6期科学技術・イノベーション基本計画
内閣府：<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>
- 6) 日本の将来推計人口（令和5年推計）
国立社会保障・人口問題研究所：https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp_zenkoku2023.asp
- 7) 令和5年度公立学校教職員の人事行政状況調査
文部科学省：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1411820_00008.htm
- 8) 中央教育審議会（令和3（2021）年1月26日答申）
「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～
文部科学省：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00002.htm
- 9) 中央教育審議会（令和4（2022）年12月19日答申）
「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～
文部科学省：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00004.htm
- 10) こども家庭庁 政策
こども家庭庁：<https://www.cfa.go.jp/policies>
- 11) 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
文部科学省：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm
- 12) 地域学校協働活動
学校と地域でつくる学びの未来（文部科学省）
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/>

6 用語解説

No.	用語	解説
1)	学習指導要領	小学校・中学校・高等学校、特別支援学校を対象に教育課程、教科内容とその扱い、基本的な指導事項などを示したもの。文部科学大臣が告示し、教科用図書編集の基準にもなる。
2)	働き方改革	働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するための取り組み。国では働き方の見直しを総合的に推進するため、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30（2018）年7月6日公布）」を制定し、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のための措置を講じる取り組みを進めている。
3)	3次活動	睡眠、食事など生理的に必要な活動を「1次活動」、仕事・家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動を「2次活動」と呼ぶ。これら以外の活動で各人の自由時間における活動を「3次活動」と呼んでいる。
4)	持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)	2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標。通称「グローバル・ゴールズ」といい、国連に加盟する全ての国は、全会一致で採択したアジェンダをもとに、2015年から2030年までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発のための諸目標を達成するために、様々な取り組みを進めている。
5)	ミレニアム開発目標 (MDGs : Millennium Development Goals)	2009年9月にニューヨークの国連本部で開催された国連ミレニアム・サミットで、採択された「国連ミレニアム宣言」と1990年代に開催された主要な国際会議やサミットでの開発目標をまとめたものが国際目標。MDGsは、発展途上国など国際社会の支援を必要とする課題に対して2015年までに達成するという期限付きの8つの目標、21のターゲット、60の指標を掲げている。
6)	(豊かな) 人間性	本計画では、「豊かな人間性」を、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他を思いやる心や感動する心などのこととしている。文部科学省は学校教育で子どもたちに身につけさせたい力の総称を「生きる力」とし、「生きる力」を構成するものとして「知：確かな学力」「徳：豊かな人間性」「体：健やかな体（健康・体力）」としている。
7)	自律性	本計画では、「自律性」を、自ら考え、判断し、表現することによって様々な問題に積極的に対応し解決していく力としている。「自立」と「自律」という言葉があるが、「自律」とは、発達段階に応じて、自分の頭で考えて自分の判断で行動するということで、「自立」とは、自分の力で独り立ちしていること。社会に出て行って一人前の人間として社会生活を自分で営んでいくことであり、「自立」と「自律」は意味合いが異なっている。

資料編

No.	用語	解説
8)	点検・評価	教育委員会は毎年、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条により、その権限に属する教育行政事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務づけられている。
9)	指導主事	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第1項又は第2項に基づき、学校の営む教育活動自体の適正・活発な進行を促進するため、校長及び教員に助言と指導を与えることを職務として教育委員会事務局に置かれる職のこと。教育課程、学習指導、生徒指導、教材、学校の組織編制その他学校教育の専門的事項の指導に関する職務を行う。
10)	スクールソーシャルワーカー	学校教育法施行規則第65条の4及び第79条に規定される職員であり、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく職員のこと。
11)	心の教育相談員	子どもが教育上直面する問題及び不安や悩みの相談に対応し、その健全な育成、非行化の防止及び自立を目指し、相談を行う職員のこと。本市は各小・中学校に1人ずつ配置している。相談員による面接等の内容は、「ふれあい・いじめ・不登校・学習進路・家族関係・友人関係・異性関係・自己性格・身体健康・その他」に係るもの。「その他」は、部活動や教員に関すること、身体（性に関する問題を含む）の悩み等。
12)	ふれあい補助員	小・中学校の通常の学級及び特別支援学級に在籍する支援を必要とする児童・生徒が、学校生活を円滑に送るため、授業を含む学校生活全般の補助支援を行う職員のこと。本市では学級担当と個別支援担当の2種類がある。一般的に言う「特別支援教育支援員」のこと。
13)	特別支援学級	小学校、中学校等において以下に示す障がいのある児童・生徒に対し、学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級のこと。本人の障がいの状態等や教育的ニーズを踏まえ、専門家の意見を聞きながら、保護者との合意形成を図り、就学先を決定していく。 【対象となる障がい】知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症者・情緒障害者
14)	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づき、学校の代表、保護者及び地域住民等が、学校運営に対して協議し、その考えを踏まえながら学校運営を進める仕組みのこと。 「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」を設置した校長は、教育課程の編成など学校の運営に関する基本方針などを作成するにあたり、各学校に設置する同協議会の承認を得なければならない。 本市では、令和3（2021）年度から順次導入し、令和7（2025）年度に全小・中学校での導入となった。

No.	用語	解説
15)	インクルーシブ教育	共生社会の実現に向け、全ての子どもが同じ場で共に学び共に育つことを目指す教育のこと。
16)	社会教育関係職員	社会教育主事、社会教育嘱託職員のほか、社会教育課や青少年課に配属されている職員のこと。
17)	下寺尾遺跡群	古代の官衙関連遺跡や弥生時代の環濠集落跡、縄文時代の貝塚といった複数の遺跡からなる下寺尾西方地区周辺の遺跡群。一部が国の史跡に指定されている。
18)	下寺尾官衙遺跡群	古代の相模国高座郡の役所である高座郡衙跡や、古代寺院である下寺尾廃寺、さらに関連する遺跡からなる飛鳥・奈良・平安時代の官衙遺跡群。平成27（2015）年3月10日に国の史跡に指定。
19)	下寺尾西方遺跡	弥生時代中期後半に営まれた環濠集落跡。2本の環濠（集落を囲う大きな溝）が確認されており、外側の環濠は南関東最大級の規模をもつ。高座郡衙と同位置で確認されている。平成31（2019）年2月26日に国の史跡に指定。
20)	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業	本市の全域を建物のない博物館と見立てて、文化、歴史、自然、産業、商業、公共施設、人材等を幅広く抽出し（これらを都市資源と呼ぶ。）、調査・研究し、それぞれが有する意義や魅力を広く周知する一方、相互に関連づけて活用を図ることによって、茅ヶ崎を取り巻く様々な課題の解決につなげ、ひいてはまち全体の活性化を図ろうとする事業のこと。
21)	旧和田家住宅	昭和57（1982）年に市重要文化財に指定された建物。幕末の大型民家の特徴をよく備え、良質の材料を使っており、改造が少なく、建築の過程が分かる記録が残っていることが評価されている。平成29（2017）年に景観重要建造物に指定されている。

資料編

No.	用語	解説
22)	旧三橋家住宅	昭和46（1971）年に市重要文化財に指定された建物。幕末の農家の作りをよく備え、改造が少ない。また、建築の過程が分かる記録が残っていることが評価されている。平成29（2017）年に景観重要建造物に指定されている。
23)	ジュニアリーダー	子ども会活動や地域の行事などで、ボランティアとして主に小学生に対しゲームや野外活動等の指導をする青少年リーダーのこと。
24)	ギガスクール構想	学校における学びを通じて、子どもたちを誰一人取り残すことなく、一人一人がICTを利用できるように教育におけるICT環境を加速化するために令和元（2019）年度からスタートした文部科学省の政策。児童・生徒1人につき1台のタブレット（又はPC）端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、それら環境を活用した学習を行い、個々の児童・生徒に最適化された教育の実現を目指している。 なお、GIGAスクール構想の「GIGA」とは「Global and Innovation Gateway for All（全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉）」を意味する。
25)	ICT	Information and Communication Technologyの略で、多くの場合「情報通信技術」と訳される。IT（Information Technology）の「情報」に加えて「コミュニケーション」（共同）性が具体的に表現されている点に特徴がある。ICTとは、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現であるといえる。
26)	デジタルアーカイブ	博物館、図書館、美術館などの施設が所有する郷土資料をデジタル化し、Webで資料が閲覧・検索できる仕組みのこと。 本市では令和4（2022）年度にデジタルアーカイブ「ちがだべ」を構築し、資料の公開等を行っている。
27)	学芸員	博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業を行う「博物館法」に定められた、博物館におかれ専門的職員で、博物館法第5条に規定する要件を満たすことで学芸員の資格を取得することができる。

No.	用語	解説
28)	通級指導教室	<p>小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、障がいに応じた特別の指導を行っている教室。本人の障がいの状態等や教育的ニーズを踏まえ、利用を決定する。</p> <p>【対象となる障がい】言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者</p>
29)	地域の教育力	地域社会に存在する、あらゆる人、物、自然、文化等の教育資源が子どもたちの学びにおいて、優れた影響を与えることを指す。
30)	校務DX	これまでの紙ベースの業務が主流の校務を情報（デジタル）化し、データ連携による新たな学習指導・学校経営の高度化を目指し、児童・生徒に「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実、教職員にはICT活用による長時間勤務の解消により、学校の働き方改革を実現するためのデジタル技術を活用した校務の在り方の変革を指す。
31)	資質・能力	新学習指導要領では、資質・能力をはぐくむための3本柱を「知識や技能」、知識と技能を使う「思考力・判断力・表現力など」、「学びに向かう力、人間性等」としている。
32)	確かな学力	基礎的・基本的な「知識や技能」に加えて、「学ぶ意欲」や「思考力・判断力・表現力など」を含めた幅広い学力のこと。
33)	生きる力	学校教育で子どもたちに身につけさせたい力の総称のこと。文部科学省が提唱しているもので、知識や技能に加え、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、より良く問題を解決するなどの「確かな学力」、他人を思いやったり、感動したりするなどの「豊かな人間性」、たくましく生きるために「健やかな体（健康・体力）」などから構成されている。
34)	働き方の見直し	<p>教職員の働き方改革については、平成31（2019）年1月25日に、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が取りまとめられた。答申に基づき、国では、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」の策定など教職員の勤務時間管理の徹底、ストレスチェックや休日の確保など健康管理に関する取り組み、教職員の意識改革を行っている。</p> <p>本市では、令和7（2025）年5月に「神奈川県教育委員会と連携した茅ヶ崎市立学校の教職員の働き方改革指針」を策定した。</p>

No.	用語	解説
35)	地域学校協働活動	<p>地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。期待される効果として、次のようなものが挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども: 学びの充実によるコミュニケーション能力の向上、地域理解・関心深化 ・教員: 特色ある学校づくり、地域との連携力向上、教育水準の向上、教員の負担減 ・地域住民: 地域活性化、地域課題解決への発展、地域のつながり形成
36)	藤間家住宅主屋	<p>大正12（1923）年の関東大震災で家屋を損壊した藤間家が、昭和7（1932）年に建築した住宅。日本の建築に洋風文化を取り込むなど大正・昭和を代表する建築家であった西村伊作の作風の一端を示す近代住宅。なお、建設時の図面や書類が残っており、設計は西村建築株式会社、棟梁は石井兼吉であることが分かっている。平成27（2015）年3月26日に国の登録有形文化財に登録された。</p>
37)	EBPM	<p>Evidence Based Policy Makingの略。政策の企画立案にあたり、目的を明確化し、その目的に対して、政策に実質的な効果があるかどうか因果関係を明確にするとともに、具体的・客観的な情報やデータ（エビデンス）に基づき検証等を行うことで、効果的に目的達成できる政策を決定すること。</p>
38)	ユニバーサルデザイン	<p>年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方立って、快適な環境とするようデザインすること。</p>
39)	道路管理者	<p>道路法第3章第1節に規定された道路を管理する主体のこと。茅ヶ崎市道は道路管理課が、県道及び一部の国道では神奈川県、県が管理する国道以外のものは国土交通省が管理主体となっている。</p>
40)	計画訪問	<p>市教育委員会の指導主事が各小・中学校に計画的に赴き、授業中の子どもの様子や指導方法等を確認し、教職員の指導力向上のために指導・助言を行うこと。本市では、毎年、小・中学校併せて10校程度を対象に実施している。</p>

No.	用語	解説
41)	校内研究会	学校において、児童・生徒に教育のため、より良い授業づくりを目指した実践中心の教職員の共同研究活動。
42)	小学校ふれあいプラザ	小学校ふれあいプラザ事業に関する実施要綱に基づく、放課後の小学校施設を利用した、小学生の安全な居場所、遊び場を確保し、異年齢児童間の交流の促進や自主性・創造性を養うことを目的とした事業のこと。本市では、運営委員会に委託し、学校・地域・保護者等と連携して実施している。
43)	社会教育主事	社会教育法第9条の4の規定を充足する者で、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う職のこと。具体的には、社会教育事業の企画・立案・実施などを行う。
44)	司書	都道府県や市町村の公共図書館等で図書館資料の選択、発注及び受け入れから、分類、目録作成、貸出業務、レファレンス、読書案内などを行う専門的職員で、図書館法第5条に規定する要件を満たすことで司書の資格を取得することができる。
45)	レファレンスサービス	利用者の学習や調査研究のために、どのような図書館資料（蔵書・CD-ROM・データベースなど）を利用するべきかを案内し、効率的な調査研究の支援を行うためのサービスのこと。
46)	祭囃子	祭りの際に演奏される音楽のこと。
47)	学校給食調理員	学校給食を提供するために、給食の調理を行っている職員。学校栄養職員や栄養教諭の作成した献立をもとに、給食の調理を行っている。
48)	教育施設業務員	小・中学校で、学校施設管理や事務処理を行っている職員のこと。

資料編

No.	用語	解説
49)	学校徴収金	教育活動にかかる費用のうち教材費、修学旅行費、給食費、PTA会費など、保護者の方に負担してもらう経費のこと。
50)	調査研究員会	教育センターで実施している研究に携わる教員の研究グループのこと。毎年度、3～5つのテーマを設定し、研究活動を行っている（テーマの詳細は政策5を参照）。
51)	学校給食摂取基準	学校給食法第8条第1の規定に基づき、文部科学省が定めた学校給食実施基準。同基準については、定期的に改正される。

奥付記載予定